

令和7年

第1回定例会議案書

会期

自：令和7年3月4日

至：令和 年 月 日

議案第 8 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 処 分 事 項 | 物損事故に対する損害の賠償 |
| 2 専決年月日 | 令和 7 年 2 月 5 日 |

白専第2号

専 決 処 分 書

令和6年12月9日、林道將軍川線において発生した物損事故に関する損害の賠償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年2月5日

白浜町長 大江 康弘

記

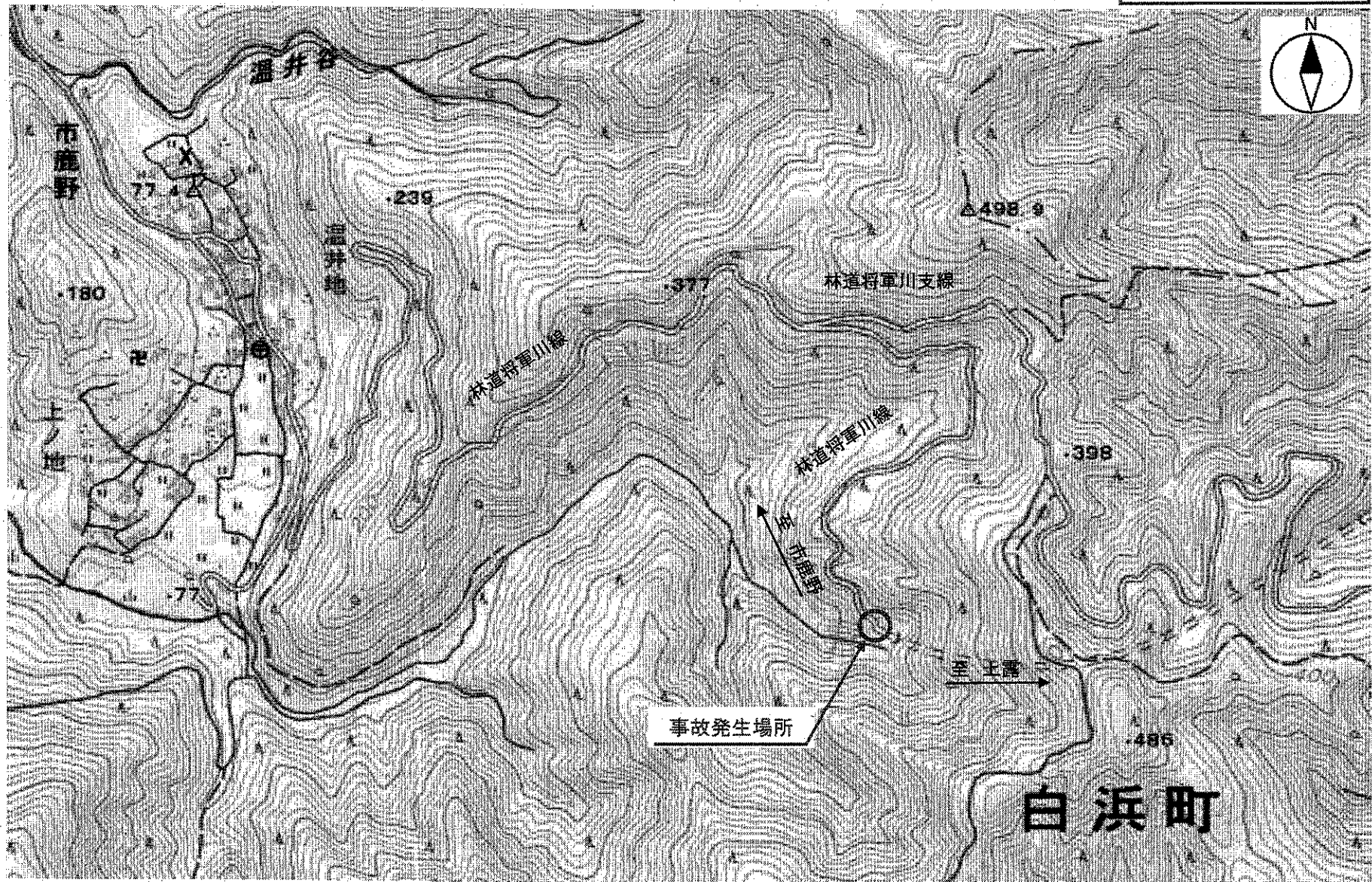
- | | |
|----------|---------------------|
| 1. 賠償の理由 | 物損事故 |
| 2. 賠償の金額 | 一金260,000円 |
| 3. 賠償の相手 | 和歌山県西牟婁郡上富田町内
法人 |

物損事故に対する損害賠償額の算定方法について

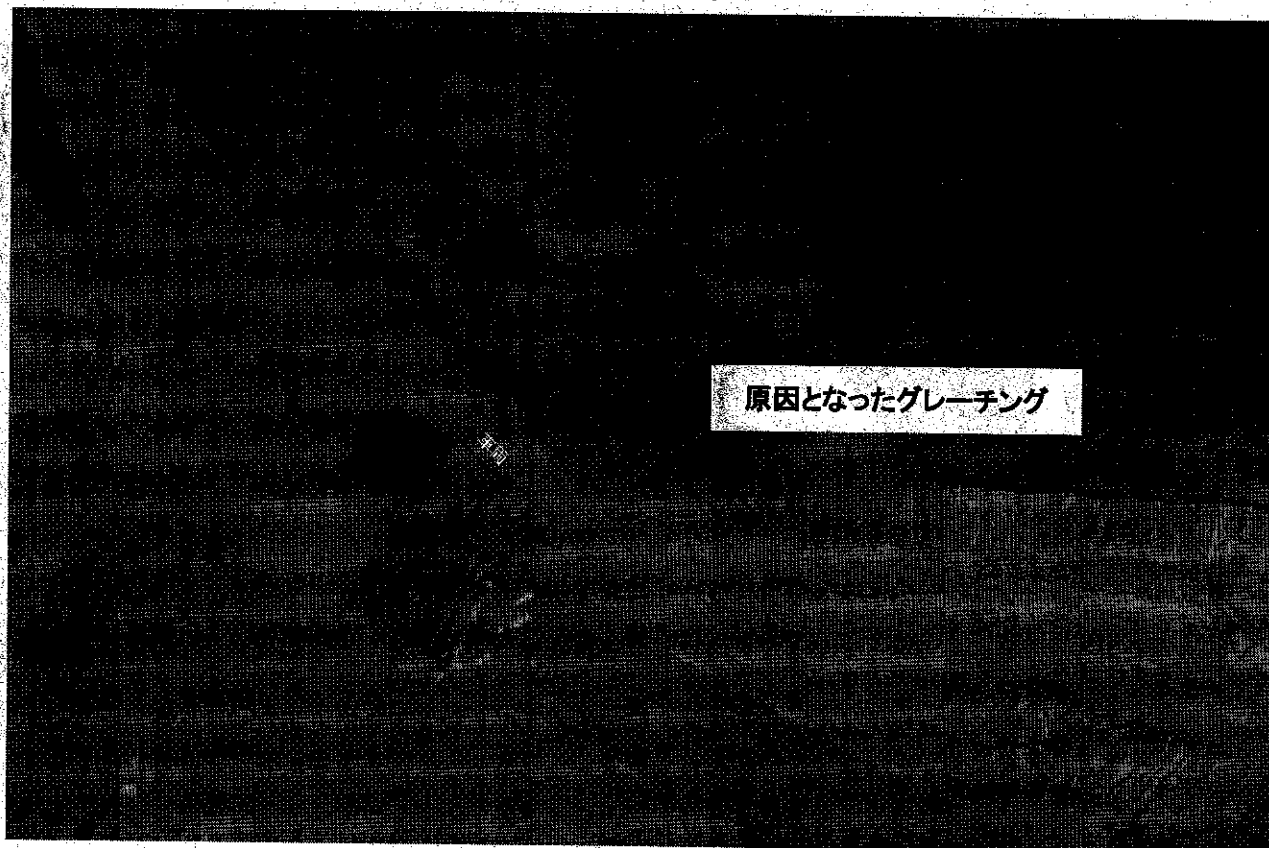
1. 事故発生日時 令和6年12月9日(月) 午後1時00分頃
2. 事故発生場所 和歌山県西牟婁郡白浜町市鹿野2210番地の2地先(林道将軍川線)
3. 事故の相手 和歌山県西牟婁郡上富田町内
法人
4. 事故の概要 相手方車両が林道将軍川線を市鹿野から上露方面に走行していたところ、横断溝に設置しているグレーチングが跳ね上がり、車両底部と接触し、車体を破損した。
5. 損 害 額 白浜町
0円
事故の相手
260,000円
6. 示 談 内 容 損害額については、過失割合(町100%、相手0%)で負担する。
7. 賠 償 額 260,000円

事故発生場所位置図

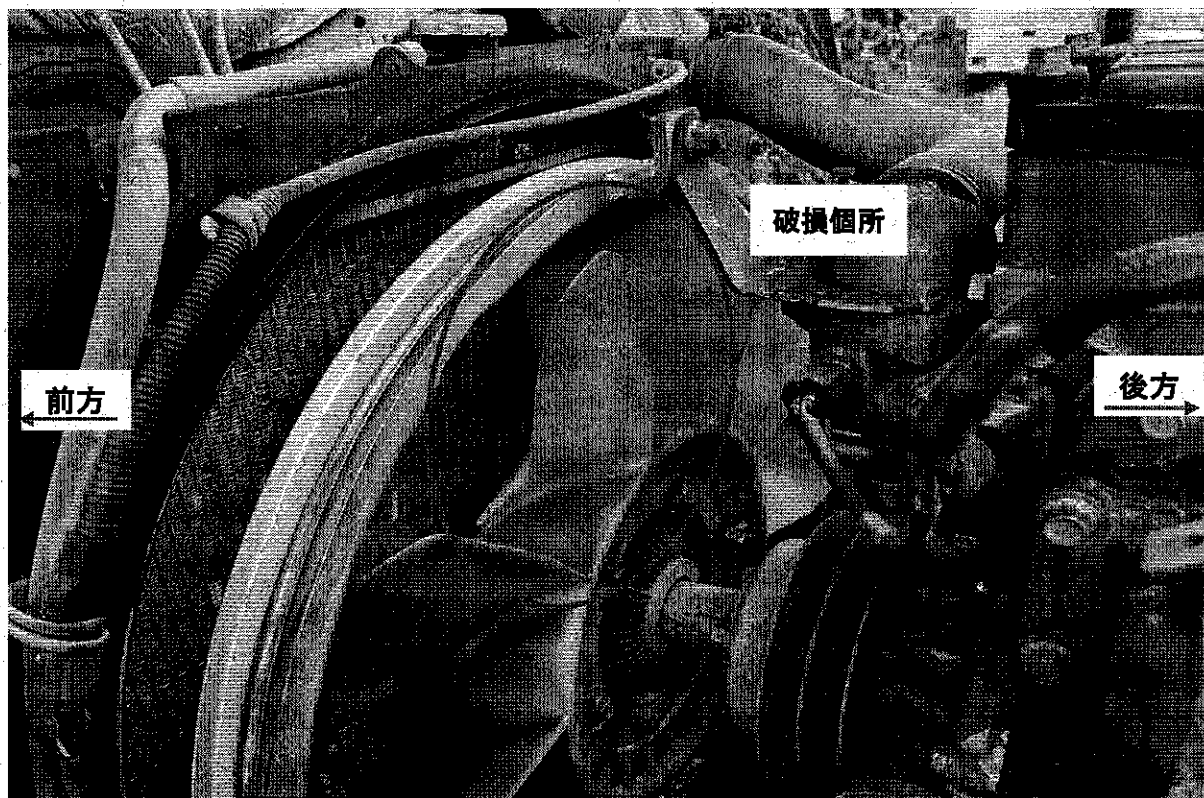
参 考 資 料



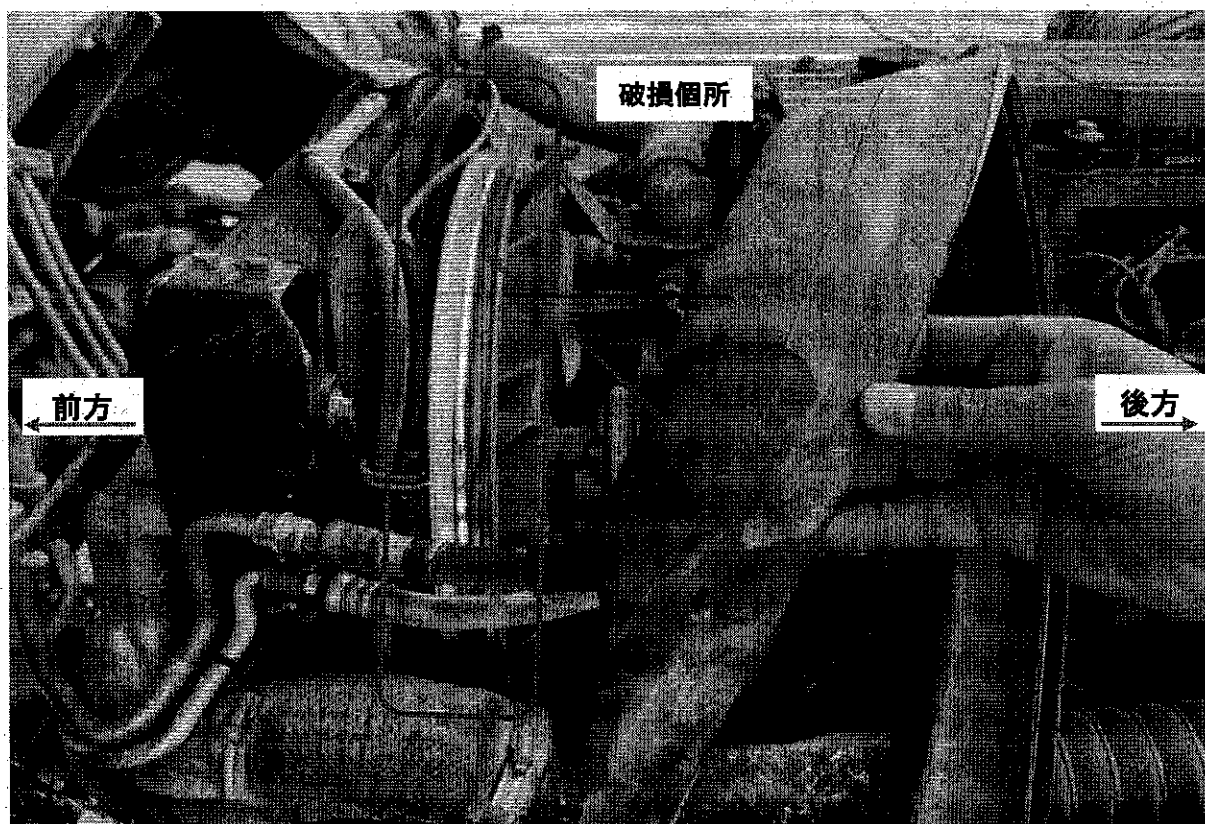
事故現場の状況



事故車両の状況



ファン破損



ファンベルト破損、脱落

議案第9号

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 処 分 事 項 | 人身及び物損事故に対する損害の賠償 |
| 2 専決年月日 | 令和7年2月17日 |

白専第3号

専 決 処 分 書

令和6年8月5日、公用車の運転中に発生した人身及び物損事故に関する損害の賠償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年2月17日

白浜町長 大江 康弘

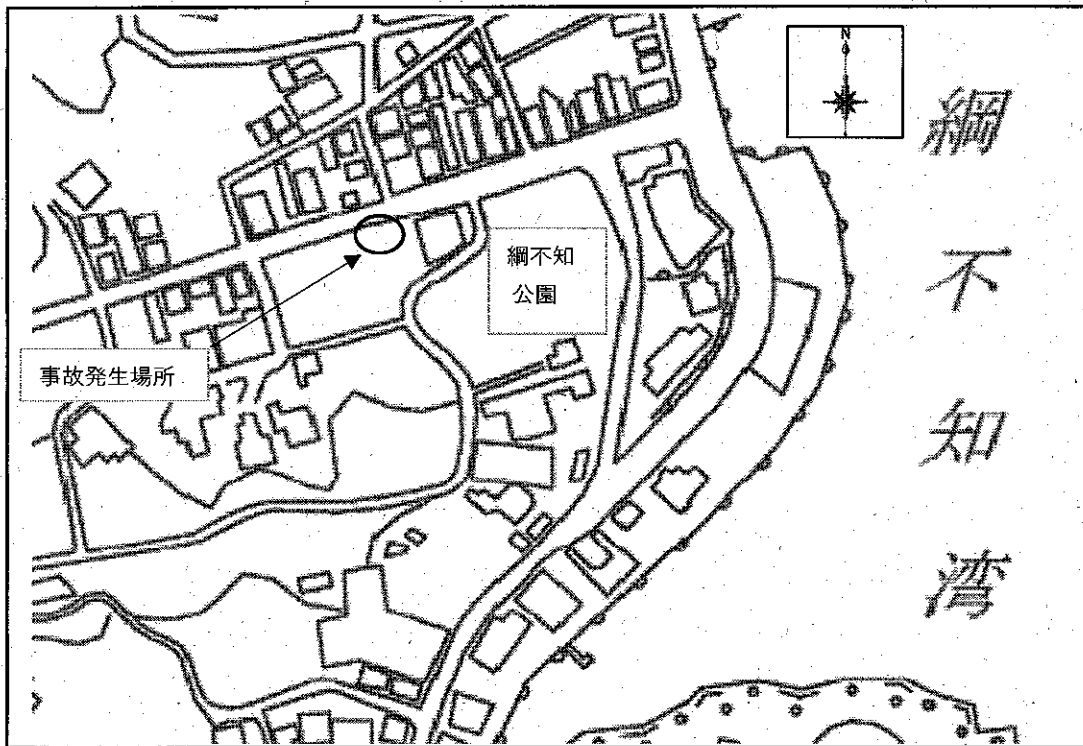
記

1. 賠償の理由 人身及び物損事故
2. 賠償の金額 一金915,611円
3. 賠償の相手 大阪府大阪市内
法人

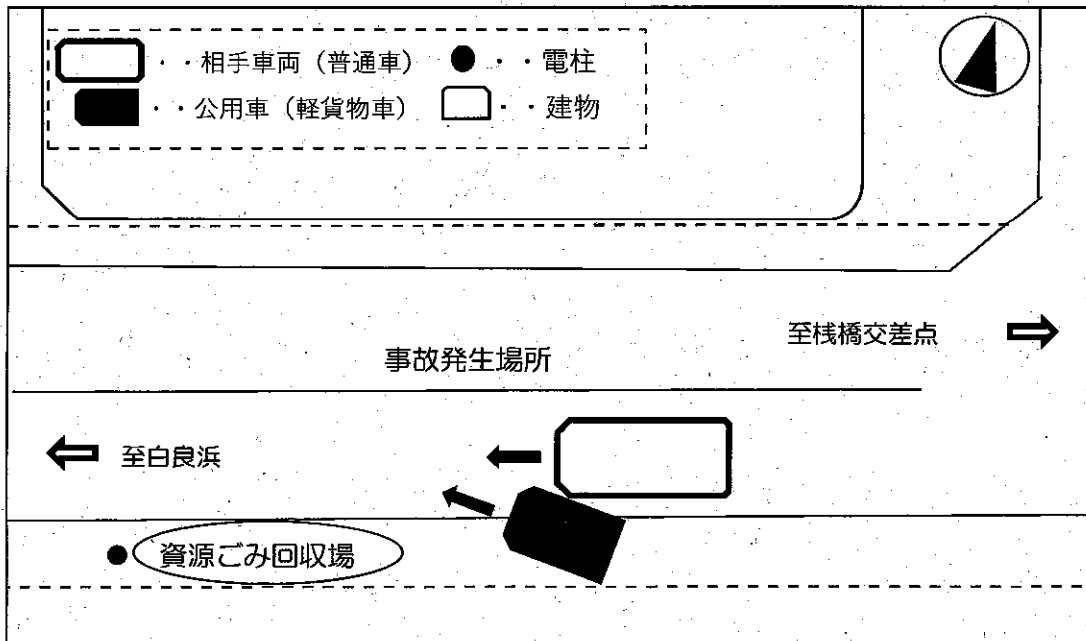
人身及び物損事故に対する損害賠償額の算定方法について

1. 事故発生日時 令和6年8月5日(月) 午前9時30分頃
2. 事故発生場所 和歌山県西牟婁郡白浜町1162番地先(県道田辺白浜線)
3. 事故の相手 大阪府大阪市内
法人
4. 事故の概要 生活環境課職員が東白浜網地区資源ごみ回収場所にて、公用車(軽貨物車)を側道に停車させて回収容器の設置作業を行った後、公用車を側道から本線へ進入させた際、後方確認が不十分であったことから、後方から進行してきた相手車両と接触した。
5. 損害額 白浜町
101,200円
事故の相手
1,074,303円
(内訳) 人身損害 280,843円
物的損害 793,460円
6. 賠償内容 人身損害については自動車損害賠償保障法に基づき町が全額負担し、物的損害については過失割合(町80%、相手20%)で負担する。
7. 賠償額 915,611円

事故発生場所位置図

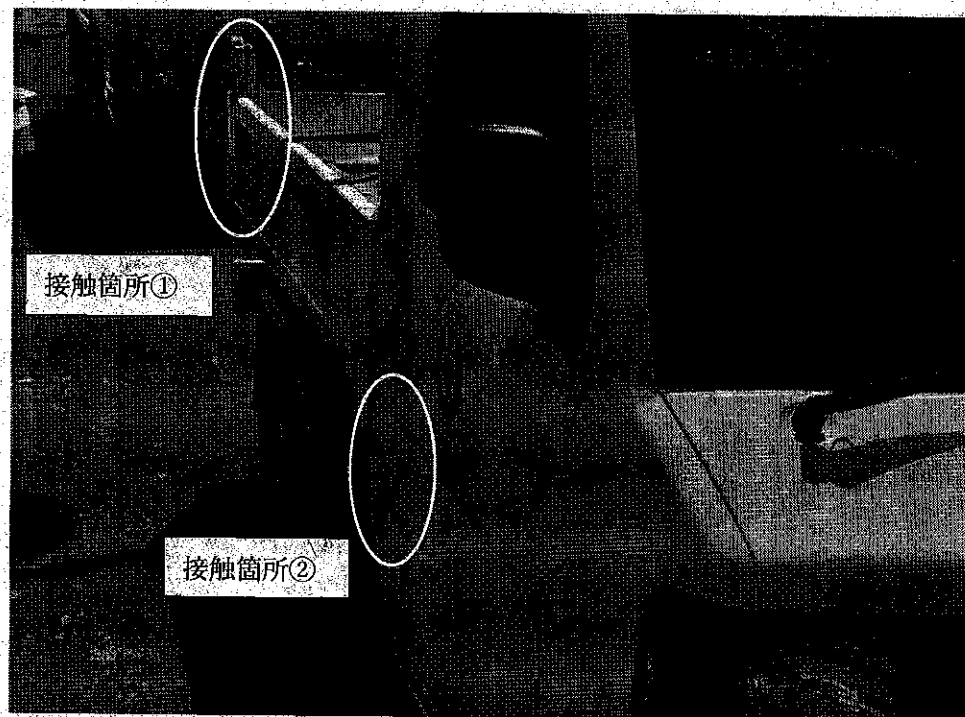


事故発生場所状況図

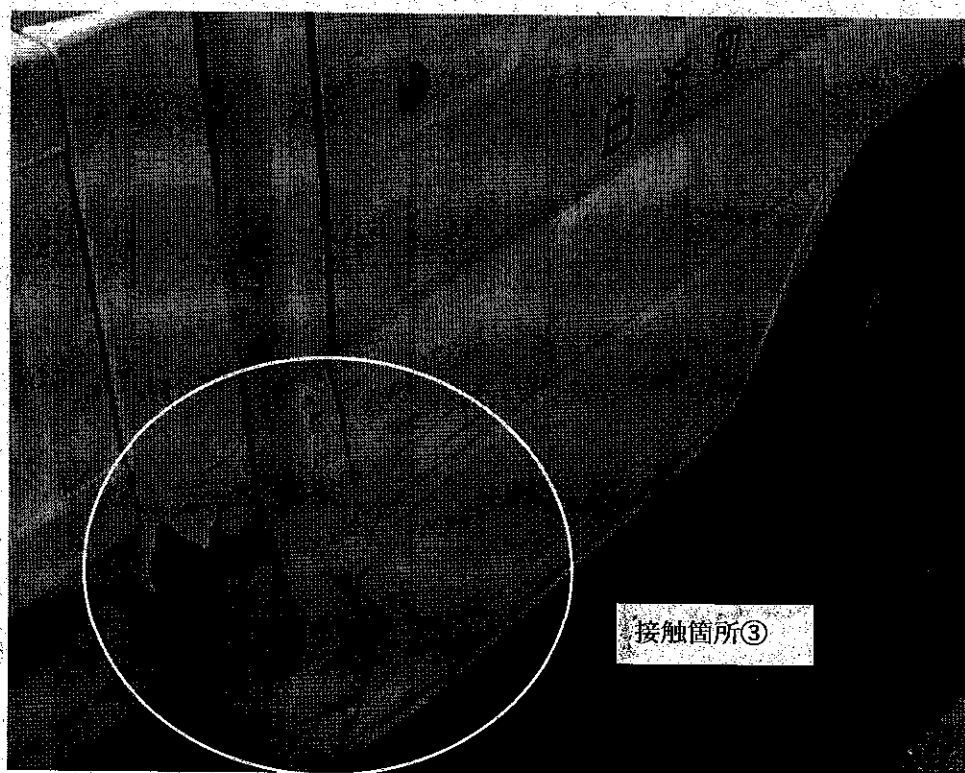


事故車両の状況

(公用車)



(公用車 右側前方部)

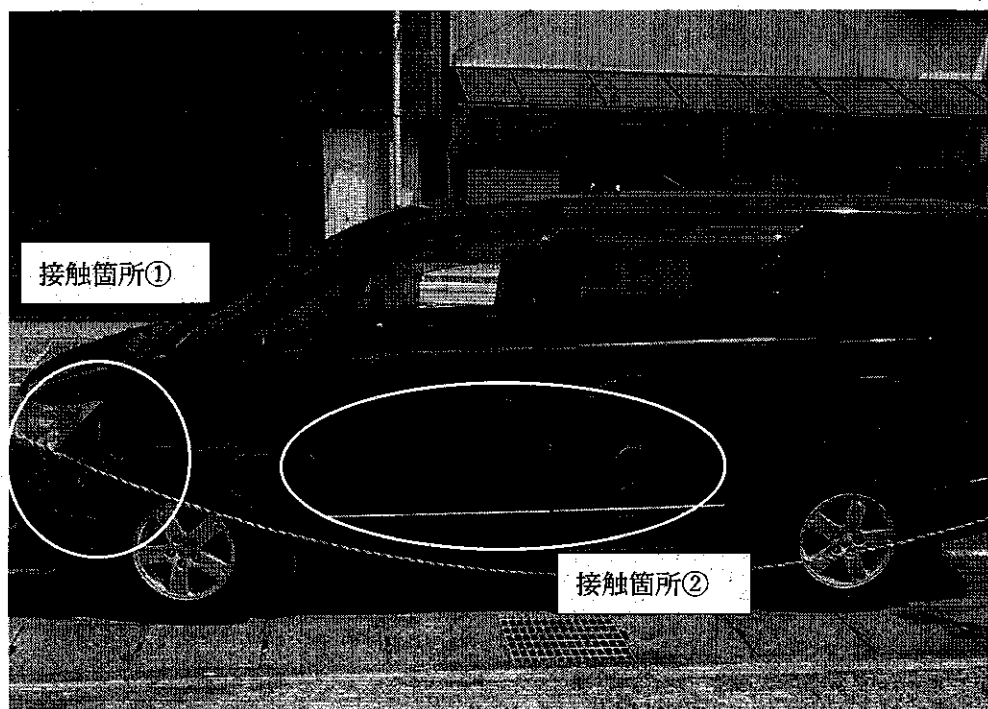


事故車両の状況

(相手車両)



(相手車両 左側)



報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定及び議会の議決による専決処分事項の指定（平成18年6月20日議決）により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|---------|---------------|
| 1 処分事項 | 物損事故に対する損害の賠償 |
| 2 専決年月日 | 令和7年1月28日 |

白専第1号

専 決 処 分 書

令和6年11月12日、公用車の運転中に発生した物損事故に関する損害の賠償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び議会の議決による専決処分事項の指定（平成18年6月20日議決）により、下記のとおり専決処分する。

令和7年1月28日

白浜町長 大江 康弘

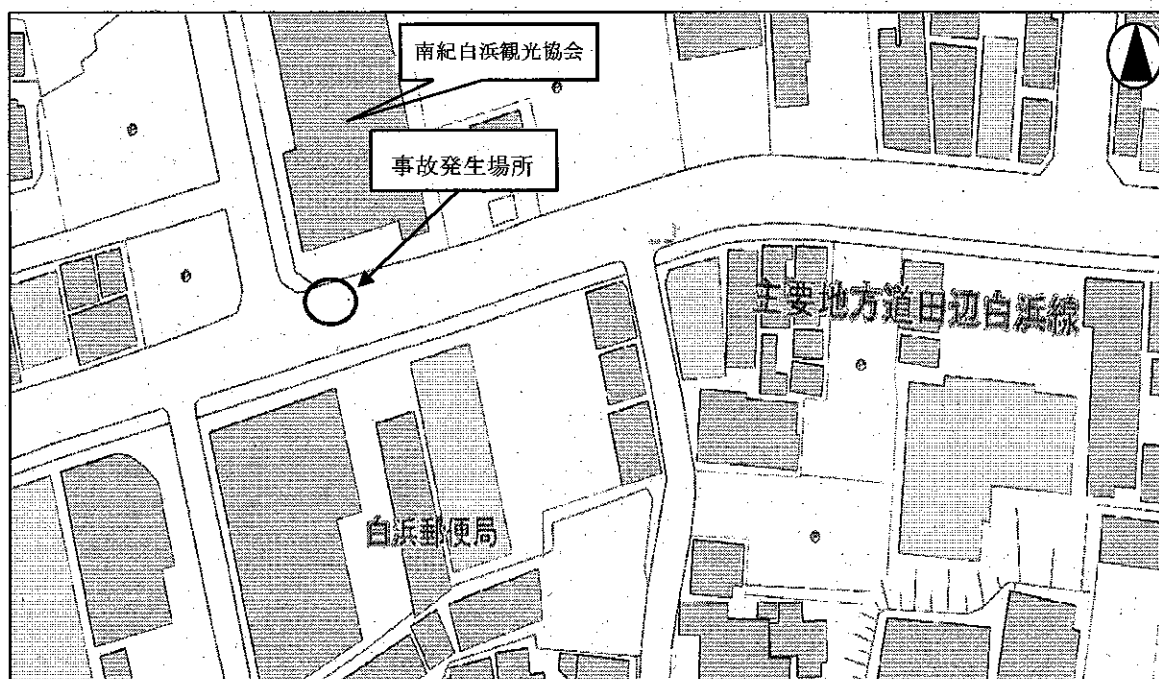
記

- | | |
|----------|------------------|
| 1. 賠償の理由 | 物損事故 |
| 2. 賠償の金額 | 一金349,360円 |
| 3. 賠償の相手 | 和歌山県紀の川市在住
法人 |

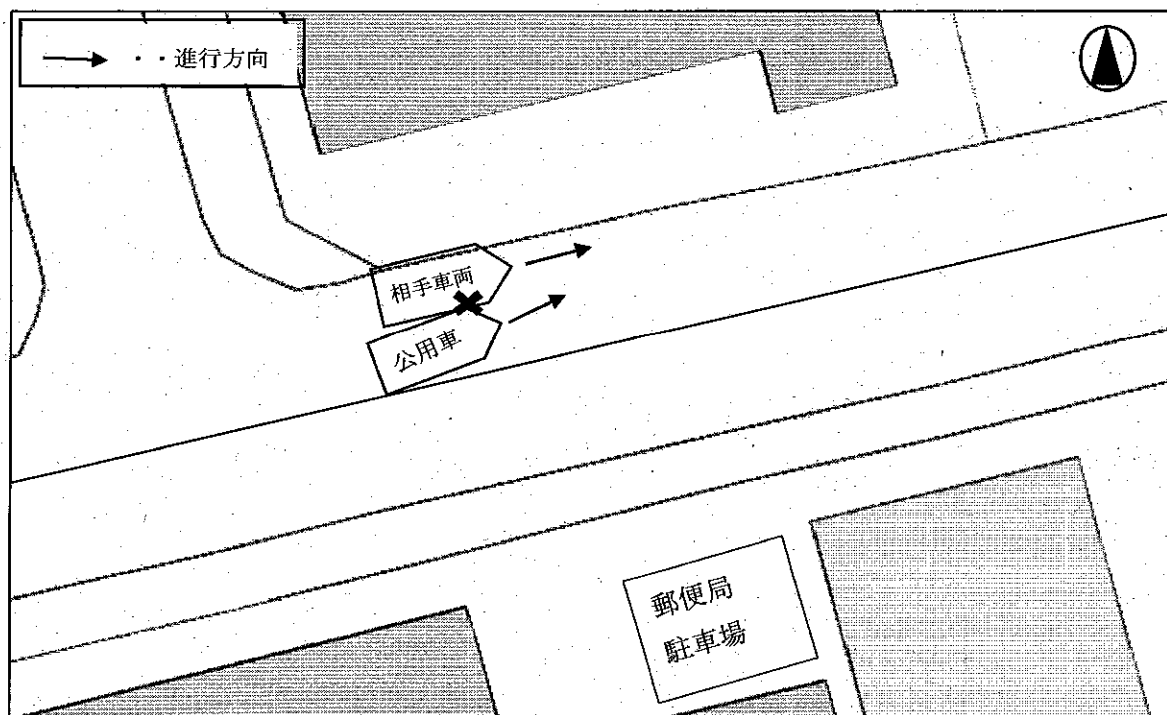
物損事故に対する損害賠償額の算定方法について

1. 事故発生日時 令和6年11月12日（火） 午前11時00分頃
2. 事故発生場所 和歌山県西牟婁郡白浜町925番地の7地先（県道田辺白浜線）
3. 事故の相手 和歌山県紀の川市内
法人
4. 事故の概要 税務課職員が収税業務中、公用車を白浜郵便局駐車場に駐車するため、右折しようとしたところ当該駐車場が満車となったことから、先にある別の駐車場に向かおうと直進方向に発進した際、後方確認を怠り、後方からの追い抜き車両と接触し、双方破損した。
5. 損害額 白浜町
62,420円
事故の相手
436,700円
6. 示談内容 損害額については、過失割合（町80%、相手20%）で負担する。
7. 賠償額 349,360円

事故発生場所位置図



事故発生状況図

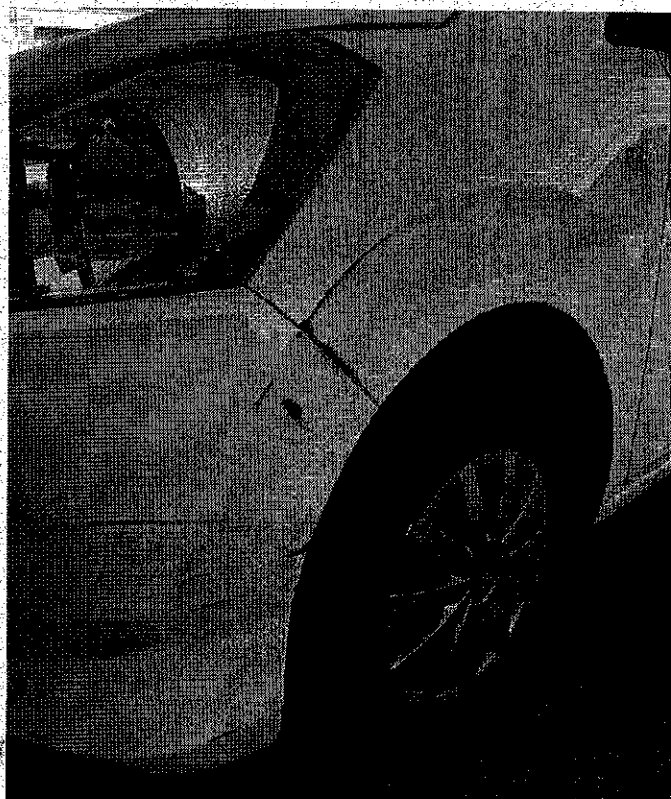


事故車両の状況

【公用車】



【公用車 左側面】

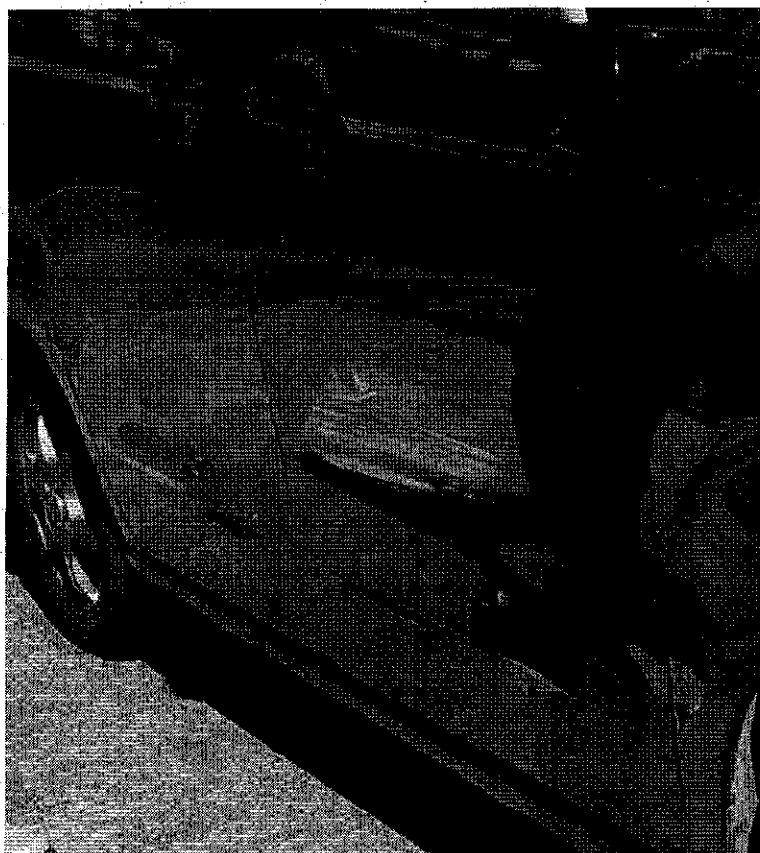


事故車両の状況

【相手車両】



【相手車両 右側部】



議案第10号

白浜町テニスコートの指定管理者の指定について

白浜町テニスコートの指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

記

- | | |
|----------|---|
| 1. 施設の名称 | 白浜町テニスコート |
| 2. 指定管理者 | 和歌山県西牟婁郡白浜町日置980番地の1
日置川町商工会
会長 森田 清郎 |
| 3. 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで |

白浜町テニスコートの指定管理者の指定について

1. 団体の概要

- (1) 名 称 日置川町商工会
- (2) 住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町日置980番地の1
- (3) 事業の内容 ① 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
 ② 商工業に関する情報・資料を収集し、提供し、調査研究を行い、講習会又は講演会を開催すること。
 ③ 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。
 ④ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
 ⑤ 行政庁から委託を受けた事業等を行うこと。

2. 指定管理者の業務

- (1) テニスコートの使用許可に関する業務
- (2) テニスコートの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 観光及び地域振興に関する業務
- (4) その他町長が特に必要と認める業務

3. 指定管理料の額

無料

4. 納付金の額

経常利益の5%に相当する額

5. 経費の負担

内 容		指定管理者	白浜町
施設の維持管理		○	
安全衛生管理		○	
施設又は設備の損傷	管理上の瑕疵にかかるもの	○	
	上記以外	△	△
施設の修繕			○
火災保険の加入			○

(備考)

△印及び上記に記載されていない事項については、白浜町と指定管理者が協議により、費用分担（責任分担）を決定するものとする。

6. 候補者選定

- (1) 方法

白浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年白浜町条例第45号）第5条第1項の規定により、公募によらない。

(2) 理由

白浜町テニスコートは、住民の体位の向上と心身の鍛錬をもって健康増進を図るとともに、住民相互の親睦、観光及び地域振興に資するために設置された施設である。

日置川町商工会は、日置川地域の商工業者を会員とする地域の中核的な公共的団体であり、当施設を令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、指定管理者として、創意工夫した管理運営と施設の目的に沿った効率的な経営に努めており、引き続き指定管理者とすることについて、適当であるため。

議案第 11 号

白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例について

白浜町公衆便所条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

川添公衆便所を設置したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町公衆便所条例の一部を改正する条例

白浜町公衆便所条例（平成 18 年白浜町条例第 143 号）の一部を次のように改正する

。

第 3 条の表中「久木公衆便所」を「久木公衆便所」に、「白浜町久木 104 番地の 1」
川添公衆便所」
「白浜町久木 104 番地の 1」
を に改める。
白浜町市鹿野 1080 番地の 5」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白浜町公衆便所条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後		現 行	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第3条 公衆便所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第3条 公衆便所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
白良浜北公衆便所	白浜町864番地	白良浜北公衆便所	白浜町864番地
白良浜中央公衆便所	白浜町3122番地の8	白良浜中央公衆便所	白浜町3122番地の8
白良浜南公衆便所	白浜町3079番地の20	白良浜南公衆便所	白浜町3079番地の20
崎の湯公衆便所	白浜町1688番地の1	崎の湯公衆便所	白浜町1688番地の1
千畳敷公衆便所	白浜町2926番地の1	千畳敷公衆便所	白浜町2926番地の1
三段壁公衆便所	白浜町2927番地の1823	三段壁公衆便所	白浜町2927番地の1823
三段駐車場公衆便所	白浜町2927番地の317	三段駐車場公衆便所	白浜町2927番地の317
番所山公衆便所	白浜町3601番地の1	番所山公衆便所	白浜町3601番地の1
臨海公衆便所	白浜町508番地	臨海公衆便所	白浜町508番地
臨海浦公衆便所	白浜町455番地の5	臨海浦公衆便所	白浜町455番地の5
江津良浜公衆便所	白浜町107番地先	江津良浜公衆便所	白浜町107番地先
綱不知公園公衆便所	白浜町1162番地の48	綱不知公園公衆便所	白浜町1162番地の48
白浜駅公衆便所	白浜町堅田1475番地	白浜駅公衆便所	白浜町堅田1475番地
紀伊富田駅前公衆便所	白浜町栄539番地の3	紀伊富田駅前公衆便所	白浜町栄539番地の3
中大浜公衆便所	白浜町中1698番地の24	中大浜公衆便所	白浜町中1698番地の24
対の浦公衆便所	白浜町富田1388番地の2	対の浦公衆便所	白浜町富田1388番地の2
富田草堂寺前公衆便所	白浜町富田1206番地の1	富田草堂寺前公衆便所	白浜町富田1206番地の1
椿駅前公衆便所	白浜町椿330番地の2	椿駅前公衆便所	白浜町椿330番地の2
日置駅公衆便所	白浜町矢田160番地の2	日置駅公衆便所	白浜町矢田160番地の2

参 考 資 料

富田坂公衆便所	白浜町安居 1 2 1 4 番 地の 1	富田坂公衆便所	白浜町安居 1 2 1 4 番 地の 1
大辺路街道公衆便所	白浜町安居 1 5 7 9 番 地	大辺路街道公衆便所	白浜町安居 1 5 7 9 番 地
久木公衆便所	白浜町久木 1 0 4 番地 の 1	久木公衆便所	白浜町久木 1 0 4 番地 の 1
川添公衆便所	白浜町市鹿野 1 0 8 0 番地の 5		

白浜町公衆便所条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

白浜町市鹿野1080番地の5に公衆便所を設置したいので、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

第3条の表の名称の欄に「川添公衆便所」を、位置の欄に「白浜町市鹿野1080番地の5」を追加する。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

位 置 図



議案第 12 号

白浜町テニスコート条例の一部を改正する条例について

白浜町テニスコート条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

利用料金に関する規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町テニスコート条例の一部を改正する条例

白浜町テニスコート条例（平成18年白浜町条例第147号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「使用料の額の範囲内において」を「使用料の額に相当する額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

白浜町テニスコート条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
(利用料金) 第12条 指定管理者は、前条第3項の規定により読み替えた第7条第1項の規定にかかわらず、別表に定める使用料の額に相当する額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額を利用料金とすることができる。 2 (略)	(利用料金) 第12条 指定管理者は、前条第3項の規定により読み替えた第7条第1項の規定にかかわらず、別表に定める使用料の額の範囲内において 指定管理者が定める額を利用料金とすることができる。 2 (略)

白浜町テニスコート条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

物価の高騰などにより白浜町テニスコートの維持管理等に係る費用が今後も増加することが予想される中、指定管理者が施設の適切な管理運営を行うに当たり、現状に合わせ柔軟に各種利用料金を定めることができるよう関係規定を改正する。

2. 改正の内容

第12条第1項中「使用料の額の範囲内において」を「使用料の額に相当する額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において」に改める。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白浜町職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例について

白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白浜町職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を
求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に
伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白浜町職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例

(白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年白浜町条例第32号）
の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改
め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員」を「第2項及び前項中「
小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改める。

(白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 白浜町職員の育児休業等に関する条例（平成18年白浜町条例第33号）の一部
を次のように改正する。

第21条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を
「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）	（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）
第9条 （略）	第9条 （略）
2 任命権者は、 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。	2 任命権者は、 <u>3歳に満たない子</u> のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
3 （略）	3 （略）
4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、 <u>第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）にお</u>	4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、 <u>第2項中「3歳に満たない子のある職員</u> <u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）にお</u>

ける」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

ける」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正 新旧対照表 (第2条関係)

改正後	現行
(部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第21条 (略)	第21条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替
の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。第6条 任期付職員には、次の給料表を適用する。	えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。第6条 任期付職員には、次の給料表を適用する。
2 (略)	2 (略)

白浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白浜町職員の育児休業等に関する条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成30年法律第76号）の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

- (1) 条例の規定中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、請求により時間外勤務をさせてはならない職員の対象範囲を拡大する。
- (2) 既存の規定に条ずれが生じることから、所要の整備を行う。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第 14 号

白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じて、給与に関する規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(白浜町職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 白浜町職員の給与等に関する条例(平成18年白浜町条例第42号)の一部を次のように改正する。

第15条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を「に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第26条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第30条の2中「、第15条、第16条及び第27条」を「及び第15条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第8条関係)

行政職給料表

(単位:円)

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200

任用以外の職員

2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900

41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500	
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800	
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000	
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200	
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500	
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800	

80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000	
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200	
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500	
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800	
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000	
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200	
86	256, 000	297, 100	346, 000			
87	256, 300	297, 400	346, 400			
88	256, 600	297, 700	346, 800			
89	256, 900	298, 000	347, 000			
90	257, 200	298, 300	347, 400			
91	257, 500	298, 600	347, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200			
93	258, 100	299, 200	348, 400			
94		299, 400	348, 800			
95		299, 700	349, 200			
96		300, 100	349, 500			
97		300, 300	349, 800			
98		300, 600	350, 200			
99		301, 000	350, 600			
100		301, 400	351, 000			
101		301, 600	351, 500			
102		301, 900	351, 900			
103		302, 200	352, 300			
104		302, 500	352, 700			
105		302, 700	353, 200			
106		303, 000	353, 600			
107		303, 300	353, 900			
108		303, 600	354, 200			
109		303, 800	354, 700			
110		304, 200				
111		304, 600				
112		304, 900				
113		305, 100				
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				

	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
再任用職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

別表第2（第8条関係）

医療職給料表

（単位：円）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	

21	354,000	436,500	491,500	
22	357,100	438,000	493,200	
23	360,200	439,500	495,000	
24	363,200	440,900	496,800	
25	366,200	442,300	498,400	
26	368,500	443,700	500,200	
27	370,800	445,100	502,000	
28	373,000	446,500	503,600	
29	374,900	447,900	505,000	
30	376,600	449,300	506,700	
31	378,300	450,700	508,500	
32	380,100	452,100	510,200	
33	381,900	453,500	511,700	
34	383,700	454,900	513,000	
35	385,300	456,300	514,300	
36	386,700	457,700	515,600	
37	388,100	459,100	516,600	
38	389,600	460,800	517,900	
39	391,100	462,400	519,200	
40	392,600	464,000	520,500	
41	394,100	465,600	521,500	
42	394,800	466,800	522,300	
43	395,400	468,000	523,100	
44	396,100	469,100	523,900	
45	397,000	470,100	524,800	
46	397,600	471,100	525,600	
47	398,200	472,000	526,400	
48	398,800	472,800	527,100	
49	399,400	473,500	527,900	
50	399,900	474,200	528,700	
51	400,400	474,900	529,400	
52	400,900	475,500	530,300	
53	401,400	476,200	531,200	
54	401,800	476,900	532,000	
55	402,200	477,500	532,900	
56	402,600	478,100	533,800	
57	403,000	478,400	534,600	
58	403,400	479,000	535,500	
59	403,800	479,700	536,400	

60	404,200	480,400	537,100	
61	404,600	480,800	537,900	
62	405,000	481,400	538,800	
63	405,400	482,100	539,700	
64	405,800	482,800	540,600	
65	406,100	483,200	541,400	
66		483,800	542,300	
67		484,400	543,200	
68		484,900	544,100	
69		485,400	544,900	
70		485,900	545,800	
71		486,400	546,700	
72		486,900	547,600	
73		487,300	548,400	
74		487,800		
75		488,200		
76		488,700		
77		489,200		
78		489,800		
79		490,400		
80		490,800		
81		491,300		
82		491,900		
83		492,500		
84		493,000		
85		493,500		

(白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年白浜町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

職務の級	給料月額
1級	188,000円
2級	201,000円
3級	230,000円
4級	265,300円
5級	298,800円
6級	321,300円

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年白浜町条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項中「、15条、第16条及び第27条」を「及び第15条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において白浜町職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び町長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第15条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度の障害者」とあるのは「

(5) 重度の障害者

(6) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円と」、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(規則への委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める

附則別表（附則第２項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給			
	３級	４級	５級	６級
１	１	１	１	１
２	１	１	１	１
３	１	１	１	１
４	１	１	１	１
５	１	１	１	１
６	２	１	１	１
７	３	１	１	１
８	４	１	１	１
９	５	１	１	１
１０	６	２	２	１
１１	７	３	３	１
１２	８	４	４	１
１３	９	５	５	１
１４	１０	６	６	２
１５	１１	７	７	３
１６	１２	８	８	４
１７	１３	９	９	５
１８	１４	１０	１０	６
１９	１５	１１	１１	７
２０	１６	１２	１２	８
２１	１７	１３	１３	９
２２	１８	１４	１４	１０
２３	１９	１５	１５	１１
２４	２０	１６	１６	１２
２５	２１	１７	１７	１３
２６	２２	１８	１８	１４
２７	２３	１９	１９	１５
２８	２４	２０	２０	１６
２９	２５	２１	２１	１７
３０	２６	２２	２２	１８
３１	２７	２３	２３	１９
３２	２８	２４	２４	２０
３３	２９	２５	２５	２１
３４	３０	２６	２６	２２

3 5	3 1	2 7	2 7	2 3
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1

7 4	7 0	6 6	6 6	6 2
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3
8 6	8 2	7 8	7 8	
8 7	8 3	7 9	7 9	
8 8	8 4	8 0	8 0	
8 9	8 5	8 1	8 1	
9 0	8 6	8 2	8 2	
9 1	8 7	8 3	8 3	
9 2	8 8	8 4	8 4	
9 3	8 9	8 5	8 5	
9 4	9 0			
9 5	9 1			
9 6	9 2			
9 7	9 3			
9 8	9 4			
9 9	9 5			
1 0 0	9 6			
1 0 1	9 7			
1 0 2	9 8			
1 0 3	9 9			
1 0 4	1 0 0			
1 0 5	1 0 1			
1 0 6	1 0 2			
1 0 7	1 0 3			
1 0 8	1 0 4			
1 0 9	1 0 5			
1 1 0	1 0 6			
1 1 1	1 0 7			
1 1 2	1 0 8			

1 1 3	1 0 9			
-------	-------	--	--	--

イ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の号給の切替表

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
1 0	1	1	1
1 1	1	1	1
1 2	1	1	1
1 3	1	1	1
1 4	2	1	1
1 5	3	1	1
1 6	4	1	1
1 7	5	1	1
1 8	6	2	1
1 9	7	3	1
2 0	8	4	1
2 1	9	5	1
2 2	1 0	6	1
2 3	1 1	7	1
2 4	1 2	8	1
2 5	1 3	9	1
2 6	1 4	1 0	1
2 7	1 5	1 1	1
2 8	1 6	1 2	1
2 9	1 7	1 3	1
3 0	1 8	1 4	1
3 1	1 9	1 5	1
3 2	2 0	1 6	1
3 3	2 1	1 7	1

3 4	2 2	1 8	1
3 5	2 3	1 9	1
3 6	2 4	2 0	1
3 7	2 5	2 1	1
3 8	2 6	2 2	2
3 9	2 7	2 3	2
4 0	2 8	2 4	2
4 1	2 9	2 5	2
4 2	3 0	2 6	3
4 3	3 1	2 7	3
4 4	3 2	2 8	3
4 5	3 3	2 9	3
4 6	3 4	3 0	4
4 7	3 5	3 1	4
4 8	3 6	3 2	4
4 9	3 7	3 3	4
5 0	3 8	3 4	4
5 1	3 9	3 5	5
5 2	4 0	3 6	5
5 3	4 1	3 7	5
5 4	4 2	3 8	5
5 5	4 3	3 9	5
5 6	4 4	4 0	6
5 7	4 5	4 1	6
5 8	4 6	4 2	6
5 9	4 7	4 3	6
6 0	4 8	4 4	6
6 1	4 9	4 5	7
6 2	5 0	4 6	7
6 3	5 1	4 7	7
6 4	5 2	4 8	7
6 5	5 3	4 9	8
6 6	5 4	5 0	
6 7	5 5	5 1	
6 8	5 6	5 2	
6 9	5 7	5 3	
7 0	5 8	5 4	
7 1	5 9	5 5	
7 2	6 0	5 6	

7 3	6 1	5 7	
7 4	6 2	5 8	
7 5	6 3	5 9	
7 6	6 4	6 0	
7 7	6 5	6 1	
7 8	6 6	6 2	
7 9	6 7	6 3	
8 0	6 8	6 4	
8 1	6 9	6 5	
8 2	7 0	6 6	
8 3	7 1	6 7	
8 4	7 2	6 8	
8 5	7 3	6 9	
8 6	7 4	7 0	
8 7	7 5	7 1	
8 8	7 6	7 2	
8 9	7 7	7 3	
9 0	7 8		
9 1	7 9		
9 2	8 0		
9 3	8 1		
9 4	8 2		
9 5	8 3		
9 6	8 4		
9 7	8 5		

白浜町職員の給与等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<u>（扶養手当）</u> 第15条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 前各項に規定するもののほか、<u>扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 第16条 削除	<u>（扶養手当）</u> 第15条 扶養親族のある職員には、扶養手当を支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていると認められるものとする。 <u>(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。）</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>（以下「特定期間」という。）</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 第16条 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u>

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
2. 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で、同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から行うものとする。
3. 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額と

(管理職員特別勤務手当)

第26条の2 前条第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合(町長が認めた場合に限る。)は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合(町長が認めた場合に限る。)は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において規則で定める額

とする。

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第30条の2 第9条、第10条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員については適用しな

する。

(管理職員特別勤務手当)

第26条の2 前条第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合(町長が認めた場合に限る。)は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前5時から午前5時までの間

であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合(町長が認めた場合に限る。)は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(2) (略)

4 (略)

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第30条の2 第9条、第10条、第15条、第16条及び第27条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員については適用しな

い。
別表第1（第8条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400

い。
別表第1（第8条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500
	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900

35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	

35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300

76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				

76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	
86	256,000	297,100	344,500	383,300		
87	256,300	297,400	344,900	383,700		
88	256,600	297,700	345,300	384,100		
89	256,900	298,000	345,600	384,500		
90	257,200	298,300	346,000	385,000		
91	257,500	298,600	346,400	385,400		
92	257,800	299,000	346,800	385,800		
93	258,100	299,200	347,000	386,100		
94		299,400	347,400			
95		299,700	347,800			
96		300,100	348,200			
97		300,300	348,400			
98		300,600	348,800			
99		301,000	349,200			
100		301,400	349,500			
101		301,600	349,800			
102		301,900	350,200			
103		302,200	350,600			
104		302,500	351,000			
105		302,700	351,500			
106		303,000	351,900			
107		303,300	352,300			
108		303,600	352,700			
109		303,800	353,200			
110		304,200	353,600			
111		304,600	353,900			
112		304,900	354,200			
113		305,100	354,700			
114		305,300				
115		305,600				
116		306,000				

117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				
124		308,200				
125		308,500				
再任用職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

117		306,200				
118		306,400				
119		306,700				
120		307,000				
121		307,400				
122		307,600				
123		307,900				
124		308,200				
125		308,500				
再任用職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

別表第2（第8条関係）

医療職給料表

（単位：円）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級
号	給料	給料	給料	給料	給料
級	月額	月額	月額	月額	月額
再任用以外の職員	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	

別表第2（第8条関係）

医療職給料表

（単位：円）

職員の区分	級	1級	2級	3級	4級
号	給料	給料	給料	給料	給料
級	月額	月額	月額	月額	月額
再任用以外の職員	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200

22	357,100	438,000	493,200
23	360,200	439,500	495,000
24	363,200	440,900	496,800
25	366,200	442,300	498,400
26	368,500	443,700	500,200
27	370,800	445,100	502,000
28	373,000	446,500	503,600
29	374,900	447,900	505,000
30	376,600	449,300	506,700
31	378,300	450,700	508,500
32	380,100	452,100	510,200
33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600
37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800

22	357,100	420,500	464,100	524,000
23	360,200	422,000	465,900	525,800
24	363,200	423,500	467,700	527,600
25	366,200	424,900	469,500	529,200
26	368,500	426,400	471,300	531,000
27	370,800	427,900	473,100	532,800
28	373,000	429,300	474,900	534,600
29	374,900	430,700	476,700	536,200
30	376,600	432,200	478,500	538,000
31	378,300	433,700	480,300	539,800
32	380,100	435,100	482,100	541,500
33	381,900	436,500	483,900	543,100
34	383,700	438,000	485,800	544,900
35	385,300	439,500	487,700	546,600
36	386,700	440,900	489,600	548,300
37	388,100	442,300	491,500	549,800
38	389,600	443,700	493,200	551,400
39	391,100	445,100	495,000	552,800
40	392,600	446,500	496,800	554,400
41	394,100	447,900	498,400	555,900
42	394,800	449,300	500,200	557,300
43	395,400	450,700	502,000	558,700
44	396,100	452,100	503,600	560,000
45	397,000	453,500	505,000	561,200
46	397,600	454,900	506,700	562,200
47	398,200	456,300	508,500	563,200
48	398,800	457,700	510,200	564,200
49	399,400	459,100	511,700	565,200
50	399,900	460,800	513,000	566,100
51	400,400	462,400	514,300	567,000
52	400,900	464,000	515,600	567,900
53	401,400	465,600	516,600	568,700
54	401,800	466,800	517,900	569,600
55	402,200	468,000	519,200	570,500
56	402,600	469,100	520,500	571,400
57	403,000	470,100	521,500	572,300
58	403,400	471,100	522,300	573,200
59	403,800	472,000	523,100	574,100
60	404,200	472,800	523,900	574,800
61	404,600	473,500	524,800	575,700
62	405,000	474,200	525,600	576,600

63	405,400	482,100	539,700	
64	405,800	482,800	540,600	
65	406,100	483,200	541,400	
66		483,800	542,300	
67		484,400	543,200	
68		484,900	544,100	
69		485,400	544,900	
70		485,900	545,800	
71		486,400	546,700	
72		486,900	547,600	
73		487,300	548,400	
74		487,800		
75		488,200		
76		488,700		
77		489,200		
78		489,800		
79		490,400		
80		490,800		
81		491,300		
82		491,900		
83		492,500		
84		493,000		
85		493,500		

63	405,400	474,900	526,400	577,500
64	405,800	475,500	527,100	578,400
65	406,100	476,200	527,900	579,300
66		476,900	528,700	
67		477,500	529,400	
68		478,100	530,300	
69		478,400	531,200	
70		479,000	532,000	
71		479,700	532,900	
72		480,400	533,800	
73		480,800	534,600	
74		481,400	535,500	
75		482,100	536,400	
76		482,800	537,100	
77		483,200	537,900	
78		483,800	538,800	
79		484,400	539,700	
80		484,900	540,600	
81		485,400	541,400	
82		485,900	542,300	
83		486,400	543,200	
84		486,900	544,100	
85		487,300	544,900	
86		487,800	545,800	
87		488,200	546,700	
88		488,700	547,600	
89		489,200	548,400	
90		489,800		
91		490,400		
92		490,800		
93		491,300		
94		491,900		
95		492,500		
96		493,000		
97		493,500		

白浜町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 新旧対照表（
第2条関係）

改 正 後	現 行																												
(任期付職員の給与に関する特例) 第6条 任期付職員には、次の給料表を適用する。	(任期付職員の給与に関する特例) 第6条 任期付職員には、次の給料表を適用する。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>188,000円</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>201,000円</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>230,000円</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>265,300円</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>298,300円</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>321,300円</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	給料月額	1級	188,000円	2級	201,000円	3級	230,000円	4級	265,300円	5級	298,300円	6級	321,300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td><td>188,000円</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>201,000円</td></tr> <tr> <td>3級</td><td>230,000円</td></tr> <tr> <td>4級</td><td>261,300円</td></tr> <tr> <td>5級</td><td>287,300円</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>309,800円</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	給料月額	1級	188,000円	2級	201,000円	3級	230,000円	4級	261,300円	5級	287,300円	6級	309,800円
職務の級	給料月額																												
1級	188,000円																												
2級	201,000円																												
3級	230,000円																												
4級	265,300円																												
5級	298,300円																												
6級	321,300円																												
職務の級	給料月額																												
1級	188,000円																												
2級	201,000円																												
3級	230,000円																												
4級	261,300円																												
5級	287,300円																												
6級	309,800円																												
2 (略)	2 (略)																												

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正 新旧対照表 (第3条関係)

改 正 後	現 行
附 則 第1条～第4条 (略) (白浜町職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第5条 (略) 2～6 (略) 7 白浜町職員の給与等に関する条例第9条、第10条及び第15条 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 (略)	附 則 第1条～第4条 (略) (白浜町職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第5条 (略) 2～6 (略) 7 白浜町職員の給与等に関する条例第9条、第10条、第15条、第16条及び第27条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 (略)

白浜町職員の給与等に関する条例等の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付けの職員の給与改定に関する勧告及び和歌山県人事委員会の和歌山県議会及び和歌山県知事に対する令和6年10月11日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、職員の給料月額及び諸手当を改めるため、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

(1) 給料表（第1条及び第2条関係）

国家公務員の俸給表の号給構成が改められたことに準じ、給料表の改正を行う。

(2) 扶養手当（第1条関係）

扶養親族たる配偶者及び子に係る扶養手当を次のように段階的に改定する。

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
配偶者	6,500円	3,000円	廃止
子	10,000円	11,500円	13,000円

(3) 管理職員特別勤務手当（第1条関係）

管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合における管理職員特別勤務手当の支給の対象となる時間の範囲を次のように拡大する。

現行	改正
午前零時から午前5時まで	午後10時から翌日の午前5時まで

(4) 住宅手当（第1条及び第3条関係）

定年前再任用短時間勤務職員等に他の一般職の職員と同様に住宅手当を支給することとする。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

刑法の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(白浜町職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 白浜町職員の給与等に関する条例(平成18年白浜町条例第42号)の一部を次のように改正する。

第22条及び第23条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(白浜町建築審査会設置条例の一部改正)

第2条 白浜町建築審査会設置条例(平成18年白浜町条例第156号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(白浜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第3条 白浜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成18年白浜町条例第170号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年白浜町条例第173号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(白浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 白浜町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年白浜町条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(白浜町個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 白浜町個人情報保護審査会条例(令和5年白浜町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同

じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（白浜町職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の白浜町職員の給与等に関する条例第23条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

白浜町職員の給与等に関する条例の一部改正 新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
（期末手当の支給の制限） 第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)、(2) （略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたものの （期末手当の支給の一時差止め） 第23条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2～4 （略） 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合	（期末手当の支給の制限） 第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)、(2) （略） (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたものの （期末手当の支給の一時差止め） 第23条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) （略） 2～4 （略） 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合

には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)、(3) (略) 6、7 (略)	には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)、(3) (略) 6、7 (略)
---	--

白浜町建築審査会設置条例の一部改正 新旧対照表 (第2条関係)

改正後	現行
(委員の欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 (1) (略) (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(委員の欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 (1) (略) (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

白浜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正 新旧対照表 (第3条関係)

改正後	現行
(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)、(3) (略)	(欠格条項) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)、(3) (略)

白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正 新
旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) （略）	（退職報償金支給の制限） 第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者 (2)～(5) （略）

白浜町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正 新旧対照表（第5条関係）

改正後	現 行
附 則 （経過措置） 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の白浜町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条又は第12条第2項の規定によるその職務上又はその事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。 (1)、(2) （略） 2～5 （略） 6 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者が前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした場合は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7 次に掲げる者が第1項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して職務に関して知り得た旧個人情報（旧個人情報に該当しない旧条例第2条第4号に規定する特定個人情報を含む。以下この項において同じ。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で持ち出し、若しくは使用	附 則 （経過措置） 第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の白浜町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条又は第12条第2項の規定によるその職務上又はその事務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。 (1)、(2) （略） 2～5 （略） 6 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者が前項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした場合は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 7 次に掲げる者が第1項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して職務に関して知り得た旧個人情報（旧個人情報に該当しない旧条例第2条第4号に規定する特定個人情報を含む。以下この項において同じ。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で持ち出し、若しくは使用

参考資料

した者及び委託を受けた事務に関して知り得た旧個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で持ち出し、若しくは使用した場合は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

した者及び委託を受けた事務に関して知り得た旧個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で持ち出し、若しくは使用した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

白浜町個人情報保護審査会条例の一部改正 新旧対照表（第6条関係）

改正後	現 行
（罰則） 第8条 第5条第2項の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第8条 第5条第2項の規定に違反して職務上知り得た秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

白浜町職員の給与等に関する条例等の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

刑法（明治40年法律第45号）の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

次に掲げる条例の規定中、「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 白浜町職員の給与等に関する条例
- (2) 白浜町建築審査会設置条例
- (3) 白浜町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- (4) 白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
- (5) 白浜町個人情報の保護に関する法律施行条例
- (6) 白浜町個人情報保護審査会条例

3. 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

議案第16号

白浜町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例について

白浜町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

用語の定義を見直したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部を改正する条例

白浜町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成18年白浜町条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び第2条第3項に規定する原動機付自転車」を「、第2条第3項に規定する原動機付自転車及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する軽車両」に改め、同条第3号中「自動車等で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているもの」を「放置されている自動車等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白浜町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正

新旧対照表

改 正 後	現 行
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車、<u>第2条第3項に規定する原動機付自転車及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号に規定する軽車両</u>をいう。 (2) （略） (3) 放置自動車等 <u>放置されている自動車等</u>をいう。 (4)～(6) （略）	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車<u>及び第2条第3項に規定する原動機付自転車</u>をいう。 (2) （略） (3) 放置自動車等 <u>自動車等で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。</u> (4)～(6) （略）

白浜町放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

条例に規定する用語の定義を見直すため、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

- (1) 自動車等について、「道路運送車両法に規定する自動車及び原動機付自転車」と規定しているものに「道路交通法に規定する軽車両」を加える。
- (2) 放置自動車等について、「自動車等で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているもの」と規定しているものを「放置されている自動車等」に改める。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 17 号

白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係規定の改正及び同法第9条第2項に規定する事務の見直しを行いたいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年白浜町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1に次のように加える。

9 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	白浜町立保育園条例による保育料に関する事務であって規則で定めるもの	白浜町税条例（平成18年白浜町条例第49号）の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 町長	白浜町子どものための教育・保育給付の支給認定及び保育の利用に関する規則による保育の利用に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
3 町長	白浜町子ども医療費の支給に関する	地方税関係情報、住民票関係情報、

	条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という）又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4 町長	白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 町長	白浜町老人医療費の支給に関する条例による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6 町長	白浜町重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例による重度心身障害児（者）医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
7 町長	白浜町入院時食事療養費の支給に関する条例による入院時食事療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 町長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

	は養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 町長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
10 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務	町長	学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された

	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		住民票関係情報
2 教育委員会	白浜町立幼稚園条例による授業料に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの		住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改
正 新旧対照表

改正後

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(5)～(6) (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 町長	白浜町立保育園条例（平成18年白浜町条例第88号）による保育料に関する事務であって規則で定めるもの
2～7	(略)
8 教育委員会	白浜町立幼稚園条例（平成18年白浜町条例第65号）による授業料に関する事務であって規則で定めるもの
9 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町	白浜町立保育園条	白浜町税条例（平

現行

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(5)～(6) (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 町長	白浜町立保育園条例（平成18年白浜町条例第88号）による保育料に関する事務であって規則で定めるもの
2～7	(略)
8 教育委員会	白浜町立幼稚園条例（平成18年白浜町条例第65号）による授業料に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町	白浜町立保育園条	白浜町税条例の規

長	例による保育料に関する事務であつて規則で定めるものの	成 1 8 年白浜町条例第 4 9 号) の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。) 又は住民基本台帳法 (昭和 4 2 年法律第 8 1 号) 第 7 条第 4 号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であつて規則で定めるもの	長	例 (平成 1 8 年白浜町条例第 8 8 号) による保育料に関する事務であつて規則で定めるものの	定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 (以下「地方税関係情報」という。) 又は住民基本台帳法第 7 条第 4 号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であつて規則で定めるもの
2 町 長	白浜町子どものための教育・保育給付の支給認定及び保育の利用に関する規則による保育の利用に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) による保護の実施若しくは就労自立給付の支給に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。) であつて規則で定めるもの	2 町 長	白浜町子どものための教育・保育給付の支給認定及び保育の利用に関する規則 (平成 2 7 年白浜町規則第 1 6 号) による保育の利用に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付の支給に関する情報 (以下「生活保護関係情報」という。) であつて規則で定めるもの
3 町 長	白浜町子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であつて	地方税関係情報、住民票関係情報、健康保険法 (大正 1 1 年法律第 7 0 号)、船員保険法	3 町 長	白浜町子ども医療費の支給に関する条例 (平成 1 8 年白浜町条例第 9 0 号) による子ども医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、健康保険法 (大正 1 1 年法律第 7 0 号)、船員保険法 (昭和 1 4 年法律第 7 3 号)、私立学校教職員共済法 (昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号)、国家公務員共済組合法 (昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号)、国民健康保険法 (昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号)、地方公務員等共済組合

	規則で定めるもの	(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)	法(昭和37年法律第152号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)
4 町 長	白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成18年白浜町条例第91号)によるひとり親家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 町 長	白浜町老人医療費の支給に関する条例(平成18年白浜町条例第98号)による老人医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 町 長	白浜町重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例(平成18年白浜町条例第101号)による重度心身障害児(者)医療費の支給に関する	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 町 長	白浜町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険給付関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 町 長	白浜町老人医療費	地方税関係情報、	

長	の支給に関する条 例による老人医療 費の支給に関する 事務であって規則 で定めるもの	住民票関係情報、 医療保険給付関係 情報又は生活保護 関係情報であって 規則で定めるもの 住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの	る事務であって規 則で定めるもの	
6 町 長	白浜町重度心身障 害児（者）医療費 の支給に関する条 例による重度心身 障害児（者）医療 費の支給に関する 事務であって規則 で定めるもの	地方税関係情報、 住民票関係情報、 医療保険給付関係 情報又は生活保護 関係情報であって 規則で定めるもの 住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの	7 町 長 白浜町入院時食事 療養費の支給に関 する条例（平成 1 8 年白浜町条例第 105 号）による 入院時食事療養費 の支給に関する事 務であって規則で 定めるもの	地方税関係情報、 住民票関係情報、 医療保険給付関係 情報又は生活保護 関係情報であって 規則で定めるもの
7 町 長	白浜町入院時食事 療養費の支給に関 する条例による入 院時食事療養費の 支給に関する事務 であって規則で定 めるもの	地方税関係情報、 住民票関係情報、 医療保険給付関係 情報又は生活保護 関係情報であって 規則で定めるもの 住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの	8 町 長 母子保健法（昭和 40 年法律第 14 1 号）による養育 医療の給付若しく は養育医療に要す る費用の支給又は 費用の徴収に関す る事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であって規則で定 めるもの
8 町 長	母子保健法（昭和 40 年法律第 14 1 号）による養育 医療の給付若しく は養育医療に要す る費用の支給又は 費用の徴収に関す る事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報又 は住民票関係情報 であって規則で定 めるもの 住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの	9 町 長 障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律（平成 1 7 年法律第 123 号）による地域生 活支援事業の実施 に関する事務であ って規則で定める もの	地方税関係情報、 住民票関係情報、 生活保護関係情報 、特別児童扶養手 当等の支給に関す る法律による特別 児童扶養手当、障 害児福祉手当若し くは特別障害者手 当又は昭和 60 年 法律第 34 号附則 第 97 条第 1 項の 福祉手当の支給に 関する情報、児童 福祉法による障害 児入所支援若しく は措置（同法第 2 7 条第 1 項第 3 号 の措置をいう。） に関する情報又は
9 町 長	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律（平成 1 7 年法律第 123	地方税関係情報、 住民票関係情報、 生活保護関係情報 、特別児童扶養手 当等の支給に関す		

号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	る法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報又は介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
------------------------------------	--	---

		事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
10 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者との世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
2 教育委員会	白浜町立幼稚園条例による授業料に関する事	町長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校保健安全法（平成27年法律第46号）第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務	町長	学校保健安全法（平成27年法律第46号）第24条の保護者又は当該保護者との世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
2 教育委員会	白浜町立幼稚園条例（平成18年白浜町条例第65号）による授業料に関する事務であって規則で定めるもの	町長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの
住登外者宛 名番号管理機能による 住登外者の 情報の管理 に関する事 務であって 規則で定め るもの	住登外者宛 名情報であ って規則で 定めるもの

白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改 正の要旨

1. 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の一部を改正する法律の施行及び番号利用法第9条第2項の規定に基づき、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

- (1) 番号利用法の一部を改正する法律の施行に伴い、既存の規定に条項ずれが生じることから、白浜町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の該当規定について、所要の整備を行う。
- (2) 番号利用法第9条第2項に規定する「条例で定めるものの処理」に「住登外者宛番号管理機能」を実装するため、所要の整備を行う。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第18号

白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

白浜町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による和歌山県国民健康保険運営方針に基づき、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白浜町国民健康保険税条例（平成18年白浜町条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.0」を「100分の6.5」に改める。

第4条中「100分の20」を「100分の10」に改める。

第5条中「2万1,000円」を「2万3,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の白浜町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

白浜町国民健康保険税条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.5</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険税の被保険者に係る基礎課税額の資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の10</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万3,000円</u>とする。	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.0</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険税の被保険者に係る基礎課税額の資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の20</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2万1,000円</u>とする。

白浜町国民健康保険税条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2第1項の規定により定められた和歌山県国民健康保険運営方針に基づき、令和8年度末の資産割の廃止に向け段階的に資産割の算定税率を引き下げ、また、令和12年度から保険税の県内統一を行った場合の試算により、所得割の算定税率及び均等割額を段階的に引き上げるため、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割額の算定税率を「100分の6.0」から「100分の6.5」に引き上げる。
- (2) 国民健康保険税の基礎課税額に係る資産割額の算定税率を「100分の20」から「100分の10」に引き下げる。
- (3) 国民健康保険税の基礎課税額に係る均等割額を「2万1,000円」から「2万3,000円」に引き上げる。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第19号

白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年白浜町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に、「同号」を「同項」に改める。

第42条を次のように改める。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
 - (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
 - (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。
- ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合小規模保育事業A型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者
- 6 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
- 9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、町長が適当と認めるもの（附則第5条において「特別保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。
- 11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。
- 附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。同項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。 2 （略） （特定教育・保育施設等との連携） 第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保

育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする

育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

ための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合小規模保育事業A型事業者等

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、町長

- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者
- 6 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 町長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 7 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定
- が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定
- 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
- 7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
- 8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号

する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

- 8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の町の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

- 9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

- 10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、町長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

- 11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満

に規定する事業を行う者であつて、町長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

- 9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

附 則

第1条～第4条 （略）

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

第1条～第4条 （略）

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

白浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

(1) 保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し

ア 特定地域型保育事業者は保育所等連携協力を行うべき施設の確保が著しく困難である場合は、所要の要件を満たす保育内容支援連携協力者を確保することにより、連携施設を確保しないことができる。

イ 代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難で、必要な措置を講じても特定地域型保育事業者による連携協力者の確保が著しく困難であるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができる。

(2) 連携施設経過措置の延長

連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を10年間から15年間に延長する。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第20号

白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を改正したので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年白浜町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（保育所との連携）

第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

- ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
 - (2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
 - (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合小規模保育事業A型事業者等
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者
- 6 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置

する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>(保育所等との連携)</u> 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) <u>利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2) <u>必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保</u>	<u>(保育所等との連携)</u> 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1) <u>利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</u> (2) <u>必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当</u>

育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく

該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

6 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7. 前項（第2号に該当する場合に限る。）

の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。

）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

（食事の提供の特例）

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業

（食事の提供の特例）

第16条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業

参考資料

所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭の保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)~(5) (略)

2. (略)

附 則

第1条、第2条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第4条~第9条 (略)

所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(1) (略)

(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3)~(5) (略)

2 (略)

附 則

第1条、第2条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第4条~第9条 (略)

白浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

(1) 保育内容支援及び代替保育に係る連携協力に関する見直し

ア 家庭的保育事業者等は保育所等連携協力を行うべき施設の確保が著しく困難である場合は、所要の要件を満たす保育内容支援連携協力者を確保することにより、連携施設を確保しないことができる。

イ 代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難で必要な措置を講じても家庭的保育事業者等による連携協力者の確保が著しく困難である場合は、代替保育に係る連携施設を確保しないことができる。

(2) 管理栄養士の追加

栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正により、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得なしに管理栄養士となることが可能になることから、児童発達支援センター等の運営等に関する要件として「栄養士」の配置等を求めている部分に「管理栄養士」を追加する。

(3) 連携施設経過措置の延長

連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を10年間から15年間に延長する。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第 21 号

白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正する条例について

白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法
第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

海水浴場の開設期間に関する規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部を改正する条例

白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例（平成 29 年白浜町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 7 年度における海水浴場開設期間の特例）

- 3 令和 7 年度においては、第 4 条第 1 号中「8 月 31 日」とあるのは、「9 月 30 日」と読み替えて適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
(開設期間及び遊泳時間) 第4条 第2条第1号に規定する海水浴場の開設期間及び遊泳時間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 開設期間 5月1日から8月31日までの間で町長が定める期間 (2) 遊泳時間 午前9時から午後5時まで 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (令和6年度における海水浴場開設期間の特例) 2 令和6年度においては、第4条第1号中「8月31日」とあるのは、「9月30日」と読み替えて適用する。 <u>(令和7年度における海水浴場開設期間の特例)</u> <u>3 令和7年度においては、第4条第1号中「8月31日」とあるのは、「9月30日」と読み替えて適用する。</u>	(開設期間及び遊泳時間) 第4条 第2条第1号に規定する海水浴場の開設期間及び遊泳時間は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 開設期間 5月1日から8月31日までの間で町長が定める期間 (2) 遊泳時間 午前9時から午後5時まで 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (令和6年度における海水浴場開設期間の特例) 2 令和6年度においては、第4条第1号中「8月31日」とあるのは、「9月30日」と読み替えて適用する。

白浜町安全で快適な海水浴場の確保に関する条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

気候の変化や多様化する海水浴場の利用状況に鑑み、令和7年度の海水浴場開設期間を延長し、誘客促進を図るため、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

令和7年度における海水浴場開設期間の特例に関する規定を附則に追加する。

	改 正 後	現 行
海水浴場の開設期間	5月1日から <u>9月30日</u> までの間で町長が定める期間	5月1日から <u>8月31日</u> までの間で町長が定める期間

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 2 2 号

白浜町地域産物展示販売施設条例の一部を改正する条例について

白浜町地域産物展示販売施設条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

使用料及び利用料金に関する規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町地域産物展示販売施設条例の一部を改正する条例

白浜町地域産物展示販売施設条例（平成 18 年白浜町条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表中「50,000 円」を「55,000 円」に改める。

第 7 条第 1 項中「使用料の額の範囲内において」を「使用料の額に相当する額に 1.5 を乗じて得た額までの範囲内において」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考 資 料

白浜町地域産物展示販売施設条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行								
(使用料) 第4条 施設の使用料は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>地域食材提供施設</td><td>月額 <u>55,000円</u></td></tr> </table> 2～4 (略) (利用料金) 第7条 指定管理者は、前条第3項の規定により読み替えた第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める使用料の額に相当する額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が定める額（特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して指定管理者が定める額を加算した額）を利用料金とすることができる。 2 (略)	区分	使用料	地域食材提供施設	月額 <u>55,000円</u>	(使用料) 第4条 施設の使用料は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>使用料</th></tr> <tr> <td>地域食材提供施設</td><td>月額 <u>50,000円</u></td></tr> </table> 2～4 (略) (利用料金) 第7条 指定管理者は、前条第3項の規定により読み替えた第4条第1項の規定にかかわらず、同項に定める使用料の額の範囲内において 指定管理者が定める額（特別の設備又は器具を設けて電力、ガス又は水道を使用する場合にあっては、その額に実費を勘案して指定管理者が定める額を加算した額）を利用料金とすることができる。 2 (略)	区分	使用料	地域食材提供施設	月額 <u>50,000円</u>
区分	使用料								
地域食材提供施設	月額 <u>55,000円</u>								
区分	使用料								
地域食材提供施設	月額 <u>50,000円</u>								

白浜町地域産物展示販売施設条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

使用料の額を内税表記に改めるとともに、物価の高騰などにより施設の維持管理に係る費用が今後も増加することが予想される中、指定管理者が施設の適切な維持管理を行うに当たり、現状に合わせ柔軟に利用料金を定めることができるよう関係規定を改正する。

2. 改正の内容

第4条第1項の表中の使用料額を「50,000円」から「55,000円」に改め、第7条第1項中「使用料の額の範囲内において」を「使用料の額に相当する額に1.5を乗じて得た額までの範囲内において」に改める。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 23 号

白浜町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

白浜町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

白浜町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年白浜町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定に

よる土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (12) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
第3条第2項を削る。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校の卒業者にあっては1年6月以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては2年6月以上、同項第5号に規定する学校の卒業者にあっては3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校の卒業者にあっては2年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては3年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者にあっては4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者にあっては2年6月以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあっては3年6月以上、同項第5号に規定する学校の卒業者にあっては4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (9) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
第4条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第1項第6号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の条例の同号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

白浜町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例に定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電</u>	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例に定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) <u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) <u>学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) <u>第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法による大学院研究科において衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科におい</u>

気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(12) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

て衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(9) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）については、前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校の卒業者にあっては1年6月以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては2年6月以上、同項第5号に規定する学校の卒業者にあっては3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校の卒業者にあっては2年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（同法による専

門と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号の卒業者にあっては1年以上」とあるのは「第1号の卒業者にあっては6箇月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（学校教育法による専門

門職大学の前期課程にあっては、修了した者）にあっては3年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者にあっては4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者にあって2年6月以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（同法による専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあっては3年6月以上、同項第5号に規定する学校の卒業者にあっては4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経過年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事

職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する学校を卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経過年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

した経験を有するもの

- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (9) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

2. 簡易水道又は1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6箇月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6箇月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6箇月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

白浜町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布に伴い、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部が改正されるに当たり、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の緩和を行う。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第 24 号

白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について

白浜町学童保育所設置条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

北っ子学童クラブの位置を変更したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町学童保育所設置条例の一部を改正する条例

白浜町学童保育所設置条例（平成１８年白浜町条例第６６号）の一部を次のように改正する。

第２条の表北っ子学童クラブの項中「白浜町内ノ川６０５番地（紀南農業協同組合北ふれあいセンター内）」を「白浜町内ノ川５７９番地」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

白浜町学童保育所設置条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後		現 行	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 学童保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
白浜学童保育所	白浜町196番地	白浜学童保育所	白浜町196番地
ガンバクラブ	白浜町日置980番地の1（白浜町日置川拠点公民館内）	ガンバクラブ	白浜町日置980番地の1（白浜町日置川拠点公民館内）
北っ子学童クラブ	白浜町内ノ川579番地	北っ子学童クラブ	白浜町内ノ川605番地（紀南農業協同組合北ふれあいセンター内）
西富田学童保育所	第一 白浜町堅田752番地の1	西富田学童保育所	第一 白浜町堅田752番地の1
	第二 白浜町堅田719番地の1		第二 白浜町堅田719番地の1
しおつ学童クラブ	白浜町十九淵545番地	しおつ学童クラブ	白浜町十九淵545番地

白浜町学童保育所設置条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

北っ子学童クラブが北富田小学校敷地内に建設している学童保育所へ移転することに伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

北っ子学童クラブの新築移転に伴い、北っ子学童クラブの位置を「白浜町内ノ川605番地（紀南農業協同組合北ふれあいセンター内）」から「白浜町内ノ川579番地」に改める。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第 25 号

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

白浜町消防団員等公務災害補償条例（平成18年白浜町条例第172号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500」を「12, 900」に、「13, 350」を「13, 700」に、「14, 200」を「14, 500」に、「10, 800」を「11, 300」に、「11, 650」を「12, 100」に、「9, 100」を「9, 700」に、「9, 950」を「10, 500」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白浜町消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた白浜町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
(補償基礎額) 第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して、公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については1人につき<u>100円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。	(補償基礎額) 第5条 前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) (略) (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して、公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>_____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考 (略)

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）

にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考 (略)

白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、政令の定める基準額に改める。

(1) 非常勤消防団員

（単位：円）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900 (12,500)	13,700 (13,350)	14,500 (14,200)
分団長及び副分団長	11,300 (10,800)	12,100 (11,650)	12,900 (12,500)
部長、班長及び団員	9,700 (9,100)	10,500 (9,950)	11,300 (10,800)

※括弧内は改正前の額

(2) 消防作業従事者等

最低額を9,100円から9,700円に、最高額を14,200円から14,500円に引き上げる。

(3) 扶養に係る補償基礎額の加算額

配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）は、217円から100円に、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は、333円から383円に改める。

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第 26 号

白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
について

白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正したいので、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定
を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成18年白浜町条例第173号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤続年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長・班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

参考資料

白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後								現 行						
別表（第2条関係）								別表（第2条関係）						
退職報償金支給額表								退職報償金支給額表						
階級	勤続年数							階級	勤続年数					
	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年		5年	10年	15年	20年	25年	30年
	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上		以上	以上	以上	以上	以上	以上
	10年	15年	20年	25年	30年	35年			10年	15年	20年	25年	30年	
	未満	未満	未満	未満	未満	未満			未満	未満	未満	未満	未満	
団長	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	団長	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	239	344	459	594	779	979	1,079		239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009	副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849	949	分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809	909	副分団長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734	834	部長・班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689	789	団員	200	264	334	409	519	689

白浜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」の区分を追加する。

階級	勤続年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長・班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第27号

白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について

白浜町営住宅条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

白浜町営住宅の一部の用途廃止により町営住宅の戸数に変更が生じたため、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町営住宅条例の一部を改正する条例

白浜町営住宅条例（平成18年白浜町条例第161号）の一部を次のように改正する。

別表中	「				
	村島	白浜町日置2039番 地の73	昭和32年度	木造平屋	14
を	「				
	村島	白浜町日置2039番 地の73	昭和32年度	木造平屋	12
」					

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白浜町営住宅条例の一部改正 新旧対照表

改 正 後						現 行					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
団地 名	棟名等	位置	建設 年度	構造	戸数（ 台数）	団地 名	棟名等	位置	建設 年度	構造	戸数（ 台数）
阪田団地（略）						阪田団地（略）					
西越団地（略）						西越団地（略）					
平間団地（略）						平間団地（略）					
村島	村島	白浜町日置 2039番 地の73	昭和 32 年度	木造平 屋	12	村島	村島	白浜町日置 2039番 地の73	昭和 32 年度	木造平 屋	14
	村島	白浜町日置 2039番 地の73	昭和 33 年度	木造平 屋	12		村島	白浜町日置 2039番 地の73	昭和 33 年度	木造平 屋	12
	村島	白浜町日置 2039番 地の73	昭和 34 年度	木造平 屋	8		村島	白浜町日置 2039番 地の73	昭和 34 年度	木造平 屋	8
	村島山 手	白浜町日置 2039番 地の94	昭和 42 年度	木造平 屋	10		村島山 手	白浜町日置 2039番 地の94	昭和 42 年度	木造平 屋	10
中田（略）						中田（略）					
安宅第1（略）						安宅第1（略）					
安宅第2（略）						安宅第2（略）					
追ヶ芝（略）						追ヶ芝（略）					
安居（略）						安居（略）					
玉伝（略）						玉伝（略）					
市鹿野（略）						市鹿野（略）					
浜田（略）						浜田（略）					
安宅（略）						安宅（略）					
田野井（略）						田野井（略）					

白浜町営住宅条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

白浜町営住宅の一部の用途廃止により町営住宅の戸数に変更が生じたため、関係規定を改正する。

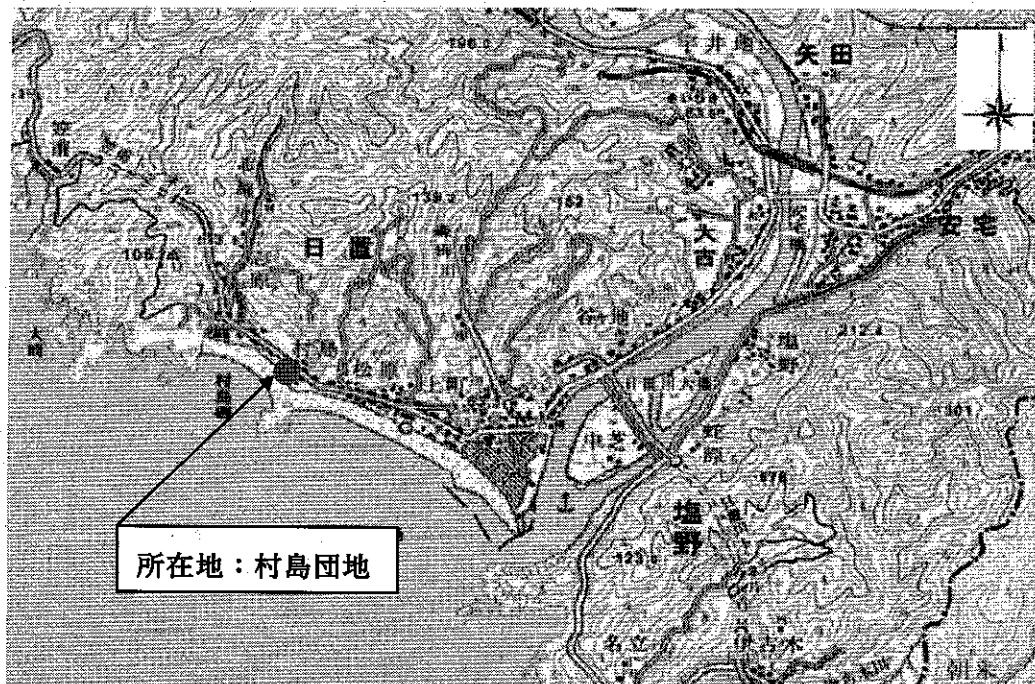
2. 改正の内容

村島（昭和32年度建設）の住宅戸数を14から12に改める。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

位置図



議案第 28 号

白浜町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

白浜町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

道路構造令の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、本案を提出する。

白浜町条例第 号

白浜町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

白浜町道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年白浜町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第5条第7項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第7条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い、又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第4項、第41条第3項及び第42条第2項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第43条を第44条とし、第42条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。
- 3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

白浜町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(14) (略)	(1)～(14) (略)
(15) <u>自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。</u>	(15) (略)
(16) (略)	(16) (略)
(17) (略)	(17) (略)
(18) (略)	(18) (略)
(19) (略)	(19) (略)
(20) (略)	(20) (略)
(21) (略)	(21) (略)
(22) (略)	(22) (略)
(23) (略)	(22) (略)
2 (略)	2 (略)
(車線等)	(車線等)
第4条 車道(副道、停車帯、自転車通行帯その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。	第4条 車道(副道、停車帯、その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部 ^{さく} を設ける場合においては、3メートルとすることができる。	5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道 ^{の幅員} の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部 ^{さく} を設ける場合においては、3メートルとすることができる。
(車線の分離等)	(車線の分離等)
第5条 (略)	第5条 (略)

2～6 (略)

7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第42条第1項において準用する令第12条の規定による建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第6条 (略)

2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第7条 (略)

2、3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2. 自転車の交通量が多い、又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～6 (略)

7 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条の規定による建築限界を勘案して定めるものとする。

(副道)

第6条 (略)

2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第7条 (略)

2、3 (略)

4 第3種(第5級を除く。)の普通道路のトンネルの車道に接続する路肩の幅員は、0.5メートルまで縮小することができる

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 (略)

2、3 (略)

4 自転車道に路上施設を設ける場合には、当該自転車道の幅員は、令第42条第1項において準用する令第12条の規定による建築限界を勘案して定めるものとする。

5 (略)

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 (略)

2 (略)

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第39条第4項の規定による建築限界を勘案して定めるものとする。

4、5 (略)

(歩行者専用道路)

第42条 (略)

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合

(自転車道)

第9条 (略)

2、3 (略)

4 自転車道に路上施設を設ける場合には、当該自転車道の幅員は、令第41条第1項において準用する令第12条の規定による建築限界を勘案して定めるものとする。

5 (略)

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等 _____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 (略)

2 (略)

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合には、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第39条第4項の規定による建築限界を勘案して定めるものとする。

4、5 (略)

(歩行者専用道路)

第42条 (略)

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合

においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第40条第3項の規定による建築限界を勘案して定めるものとする。

3、4 (略)

(歩行者利便増進道路)

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

(規則への委任)

第44条 (略)

においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第40条第3項の規定による建築限界を勘案して定めるものとする。

3、4 (略)

(規則への委任)

第43条 (略)

白浜町道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正の要旨

1. 改正の趣旨

道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部を改正する政令の施行に伴い、関係規定を改正する。

2. 改正の内容

道路構造令の一部改正により、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる
带状の車道の部分として自転車通行帯が新たに設けられたこと等を踏まえ、自転車通行
帯の設置に係る技術的基準等を定める。

3. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 29 号

白浜町景観条例の制定について

白浜町景観条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

理 由

良好な景観の形成に関し、必要な規定を定めたいので、本案を提出する。

白浜町景観条例

(目的)

第1条 この条例は、本町における良好な景観の形成に関し、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定及び行為の規制等において必要な事項を定めるとともに、町、町民及び事業者の責務を明らかにするほか、良好な景観の形成を促進するための施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある町域の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって町民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、法第2条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 町は、地域の特性に応じた良好な景観の形成に配慮して、公共用又は公用の施設の設置に関する事業（第13条において「公共事業」という。）を実施するものとする。

3 町は、良好な景観の形成に関する町民及び事業者の主体的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めなければならない。

2 事業者は、地域社会の一員として、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定等)

第5条 町は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、町の全域について法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 町は、景観計画の区域のうち、良好な景観の形成を推進する上で特に重要であると認める地域を特定景観形成地域として定めるとともに、地域住民の提案に基づく地域で良好な景観の形成を推進する上で重要であると認めるものを住民提案型景観形成地域として定め、地域の特性を生かした良好な景観の形成を図るものとする。

(景観計画の策定手続)

第6条 町長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、第31条第1項の白浜町景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用す

る。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第7条 町長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該計画提案に係る景観計画の素案について景観審議会の意見を聴くものとする。

(住民提案型景観形成地域の提案)

第8条 景観計画の区域のうち、規則で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、1人で、又は数人が共同して、町に対し、当該土地の区域を景観計画に住民提案型景観形成地域として定める旨を提案することができる。この場合において、当該提案に係る区域その他の規則で定める事項を記載した書面を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成13年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人は、前項に規定する土地の区域について、町に対し、景観計画に住民提案型景観形成地域として定める旨を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前2項の規定による提案（以下「地域提案」という。）は、当該地域提案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で法第7条第4項に規定する公共施設（第16条第1項において「公共施設」という。）の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の3分の1以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の1以上となる場合に限る。）を得ているものであり、かつ、当該地域提案の内容が当該土地の区域において景観計画に定められた行為の制限を付加するものである場合に、規則で定めるところにより、行うものとする。

(地域提案に対する町の判断等)

第9条 町は、地域提案が行われた場合は、遅滞なく、当該地域提案を踏まえて住民提案型景観形成地域を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、当該住民提案型景観形成地域に関する景観計画の変更の案を作成するものとする。

2 町は、前項の規定による判断をしようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等の地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(住民提案型景観形成地域に関する景観計画の変更の案の都市計画審議会への付議)

第10条 町長は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第2項に規定する区域内の土地について前条第1項の規定により住民提案型景観形成地域に関する景観計画の変更をしようとする場合において、その変更が当該地域提案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、白浜町都市計画審議会条例（平成18年白浜町条例第153号）第1条の白浜町都市計画審議会（次条第3項において「都市計画審議会」という。）に対し、第8条第1項の書面を提出しなければならない。

(住民提案型景観形成地域を定めない場合にとるべき措置)

第11条 町は、第9条第1項の規定による判断をした結果、住民提案型景観形成地域を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該地域提案をした者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会に第8条第1項の書面を提出してその意見を聴くものとする。

3 町長は、前条の区域内の土地について第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会に第8条第1項の書面を提出してその意見を聴くものとする。

(和歌山県等との連携)

第12条 町は、良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、和歌山県及び周辺市町村との連携を図るものとする。

(公共事業景観形成指針)

第13条 町は、和歌山県景観条例(平成20年和歌山県条例第21号)第9条第1項に規定する公共事業景観形成指針(次項において「公共事業景観形成指針」という。)にのっとり、公共事業を実施するものとする。

2 町長は、国の機関、他の地方公共団体及び規則で定める公共的団体(第23条第3号において「公共的団体」という。)に対し、これらの者が実施する公共事業について、公共事業景観形成指針に配慮するよう要請することができる。

(景観資源の登録等)

第14条 町長は、良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を白浜町景観資源(以下この条において「景観資源」という。)として登録することができる。

2 町長は、前項の規定により景観資源を登録しようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

3 町は、町民及び事業者と連携し、景観資源を活用した地域の活性化が促進されるよう、広報その他の必要な施策を実施するものとする。

(啓発及び支援)

第15条 町は、町民及び事業者の景観に関する意識を高め、及び自主的な活動を支援していくため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(景観づくり協定)

第16条 おおむね一団の土地(公共施設の用に供する土地を除く。)の区域内の土地所有者等並びに当該おおむね一団の土地における良好な景観の形成のための活動(以下、「景観づくり」という。)を行う者及び行おうとする者(以下「景観づくり従事者」と総称する。)は、その全員の合意により、景観づくりに関する協定を締結し、当該協定について町長の認定を受けることができる。ただし、当該おおむね一団の土地の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 協定の目的となる土地の区域(以下「協定区域」という。)

(2) 景観づくりのための次に掲げる事項のうち、必要なもの

ア 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）に関する基準

イ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備（建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。）に関する基準

ウ 工作物（建築物及び屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下この号において同じ。）を掲出する物件を除く。以下この条において同じ。）の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

エ 建築物又は工作物の維持保全又は利用に関する事項

オ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

カ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

キ 農用地（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地をいう。）の保全又は利用に関する事項

ク その他景観づくりに関する事項

(3) 協定の有効期間

3 第1項の協定には、前項各号に掲げるもののほか、協定区域に隣接した土地であって、協定区域の一部とすることにより一体的な景観づくりに資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の景観づくり従事者が希望するもの（以下「景観づくり区域」という。）を定めることができる。

4 第1項の認定を受けようとする景観づくり従事者は、地域住民に説明を行った上で、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

5 町長は、前項の規定による申請のあった協定が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、その協定を認定するものとする。

(1) 法令の規定に違反するものではないこと。

(2) 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

6 町長は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（景観づくり協定の変更）

第17条 前条第1項の認定を受けた協定（以下「景観づくり協定」という。）の当事者である景観づくり従事者は、当該景観づくり協定において定めた事項を変更しようとするときは、その全員の合意をもってその旨を定め、町長の認定を受けなければならない。ただし、景観づくり区域の協定区域への編入に係る変更については、この限りでない。

2 前条第4項から第6項までの規定は、前項に規定する変更の認定について準用する。

3 景観づくり協定の当事者である景観づくり従事者は、第1項ただし書の変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

4 町長は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を公表するものとする。

（白浜景観づくりに係る報告）

第18条 景観づくり協定の当事者である景観づくり従事者は、規則で定めるところによ

り、当該景観づくり協定の区域内における景観づくりの内容を町長に報告しなければならない。

(景観づくり協定に係る支援)

第19条 町は、景観づくり協定を締結した景観づくり従事者又は締結しようとする景観づくり従事者に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(景観づくり協定の廃止)

第20条 景観づくり協定の当事者である景観づくり従事者は、白浜景観づくり協定を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

(事前協議)

第21条 規則で定める区域内の建築物であって、規則で定める規模を超えるものに係る法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長に協議しなければならない。

(届出対象に追加する行為)

第22条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (2) 木竹の植栽又は伐採
 - (3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明
- 2 前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより、行うものとする。

(届出対象から除外するその他の行為)

第23条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出を要する行為のうち、規則で定める規模以下のもの
- (2) 他の法令又は条例の規定により許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
- (3) 公共的団体が行う行為
- (4) 前3号に準ずるものとして規則で定める行為

(特定届出対象行為)

第24条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号の届出を要する行為とする。

(助言又は指導)

第25条 町長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、法第16条第

1 項各号に掲げる行為をしようとする者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2 町長は、前項の助言又は指導をしようとするときは、あらかじめ、第35条第1項の専門委員会の意見を聴くことができる。

(勧告及び公表)

第26条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

2 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与え、及び景観審議会の意見を聴くものとする。

(変更命令)

第27条 町長は、法第17条第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとするとき、又は同条第5項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

(行為の着手の制限期間の短縮)

第28条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、同条第3項の規定による勧告をする必要がないと認めるときは、当該届出をした者に法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨の通知をするものとする。

(既存の建築物に対する行為の制限)

第29条 第21条の規則で定める区域内の建築物であつて、規則で定める規模を超えるものの増築、改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「増改築等」という。)をする者は、当該増改築等に係る建築物全体の形態意匠について、景観計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものとしなければならない。

2 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る建築物全体の形態意匠が景観計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該建築物の増改築等を行わない部分に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

3 前項の規定による勧告は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出のあつた日から30日以内にするものとする。

4 法第16条第7項各号に掲げる行為及び良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない行為として規則で定めるものについては、第1項の規定は、適用しない。

5 第26条の規定は、第2項の規定による勧告について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「法第16条第3項」とあるのは、「第29条第2項」と読み替えるものとする。

(既存の建築物に係る変更命令)

第30条 町長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、建築物全体が景観計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合しない増改築等をしようとする者若しくはした者又は当該者から当該建築物についての権利を承継した者に対し、当該

制限に適合させるため必要な限度において、当該建築物の増改築等を行わない部分に対し、建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部の形態に係る部分を除き、色彩の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定による処分は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対しては、当該届出があった日から30日以内に限り、することができる。

3 第1項の規定による処分は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る建築物又は建築物の部分の形態意匠が法第17条第3項の政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。

4 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他第2項に規定する期間内に第1項の規定による処分をすることができない合理的な理由があるときは、90日を超えない範囲でその理由が存続する間、第2項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、同項に規定する期間内に、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知するものとする。

5 町長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、当該建築物の敷地に立ち入り、増改築等が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

6 前項の規定により立入調査をする職員は、立入調査の権限を有する職員であることを示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

7 第5項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 町長は、第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

(設置等)

第31条 良好な景観の形成に関する重要な事項について、町長の諮問に応じて調査審議するため、白浜町景観審議会を置くことができる。

2 景観審議会は、良好な景観の形成に関する重要な事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第32条 景観審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、良好な景観の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第33条 景観審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、景観審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第34条 景観審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 景観審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 景観審議会は、委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書等の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第35条 景観審議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、第25条第2項の規定によりその権限に属させられた事項について、町長に意見を述べるものとする。

3 専門委員は、会議に出席して意見を述べることができる。

4 専門委員会は、専門委員5人以内で組織する。

5 専門委員は、良好な景観の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

6 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(庶務)

第36条 景観審議会の庶務は、建設課が行う。

(補則)

第37条 第31条から前条までに定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から第5条第1項の規定により定める景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は、和歌山県景観計画（平成20年和歌山県告示第1501号）を同項の規定により定めた景観計画とみなす。

3 施行日以後第5条第1項の規定により最初に定める景観計画の策定手続については、

第6条第1項の規定は、適用しない。

白浜町景観条例の制定の要旨

1. 制定の趣旨

景観法（平成16年法律第110号）の基本理念にのっとり、町における良好な景観の形成に関し、必要な事項を定める。

2. 条例の内容

- (1) 良好な景観の形成を図るための目的を定める。
- (2) 町及び町民等の責務に関する事項を定める。
- (3) 景観計画の策定等に関する事項について定める。
- (4) 届出対象行為等について定める。
- (5) 景観審議会に関する事項について定める。

3. 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 30 号

訴えの提起について

損害賠償の請求に関して、次のとおり訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

記

1. 訴えの相手方

大阪府高石市在住
個人

2. 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し1,727,280円及びこれに対する令和6年12月16日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の支払を求める。
- (2) 相手方に対し訴訟費用の負担を求める。

3. 請求の原因

令和2年12月16日、訴えの相手方（以下「相手方」という。）と白浜町内在住の被保険者（以下「被保険者」という。）との間において交通事故が発生した。

当該事故により負傷した被保険者の治療費については、保険者である町が、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき、3,272,271円の保険給付を行った。

当該給付の価額に対する負担は、本件事故の負担割合に応じ、相手方が8割を負担すべきところ、相手方は任意保険に加入しておらず、自動車損害賠償責任保険より限度額の支払が充当されたが、相手方が負担すべき額には至らず、その残額については支払われていない。

町は、国民健康保険法第64条第1項の規定に基づく損害賠償の請求権を取得しているため、同条第3項の規定に基づき徴収及び収納の事務を和歌山県国民健康保険団体連

合会に委任し、相手方に残額1,727,280円の支払を求めたが、未だ支払がない。よって本件訴えを提起するものである。

4. 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要と認める場合は、上訴するものとする。
- (2) 訴訟において必要がある場合は、適当と認める条件で和解又は調停に応ずるものとする。

提訴の理由

1. 事案の概要

令和2年12月16日に和歌山県東牟婁郡串本町内で起こった本件事故は、被害者の過失割合を2割、加害者の過失割合を8割として示談が成立しており、負傷した被害者の治療費は、当該過失割合に応じ加害者が8割を負担する必要があるところ、加害者は任意保険に加入しておらず、自動車損害賠償責任保険では全額を賄えず、残額について支払が無い状態となっている。

被害者の治療費については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づき町が保険給付を行っており、同法第64条第1項の規定に基づき町が損害賠償請求権を取得しているため、当該残額の損害賠償について、加害者直接請求を行っている。

2. 事故の経緯及び損害賠償請求額

- (1) 事故発生日 令和2年12月16日
- (2) 示談書締結日（物損事故） 令和3年5月20日に当事者間で交わされる。
- (3) 治療終了日 令和3年12月14日（令和2年12月～令和3年12月）
- (4) 被害者治療費総額 3,272,271円
- (5) 加害者が負担すべき額 $3,272,271 \text{円} \times 80 \text{パーセント} = 2,617,816 \text{円}$ （国保立替）
- (6) 自賠責保険による支払 限度額1,200,000円の内、890,536円を一部支払済
- (7) 訴訟による請求額 $2,617,816 \text{円} - 890,536 \text{円} = \underline{1,727,280 \text{円}}$

3. 損害賠償請求

本件事故に関する損害賠償請求事務については、国民健康保険法第64条第3項の規定に基づき、和歌山県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に委託し実施しており、国保連は、国民健康損害賠償金1,727,280円について、令和6年12月2日付け（支払期限：令和6年12月16日）で加害者に対し請求したが、支払われることはなかった。

また国保連は、令和6年12月20日付けで再度支払いを求めて通知書により請求したが、未だ支払いはない。

4. 提訴について

白浜町及び国保連は、加害者に文書通知、架電等を行ったが連絡がつかず、支払う意思がないと判断したため、加害者に対し1,727,280円及びこれに対する令和6年12月16日の翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員の支払並びに訴訟費用は加害者の負担とする訴訟を提起する。

議案第31号

令和6年度

白浜町一般会計補正予算（第8号）

令和6年度白浜町一般会計補正予算（第8号）

令和6年度白浜町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,600千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ14,935,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金		20,715	562	21,277
	1. 分担金	1,700	562	2,262
15. 国庫支出金		1,494,019	1,669	1,495,688
	1. 国庫負担金	811,584	△13,677	797,907
	2. 国庫補助金	677,397	15,346	692,743
16. 県支出金		878,205	17,915	896,120
	1. 県負担金	536,577	57,596	594,173
	2. 県補助金	278,394	△39,681	238,713
18. 寄附金		1,006,602	20,000	1,026,602
	1. 寄附金	1,006,602	20,000	1,026,602
19. 繰入金		1,076,555	△56,952	1,019,603
	2. 基金繰入金	1,065,494	△56,952	1,008,542
20. 繰越金		353,672	82,806	436,478
	1. 繰越金	353,672	82,806	436,478
21. 諸収入		376,854	△500	376,354

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 雑入	163,279	△500	162,779
22. 町債		1,088,444	△1,900	1,086,544
	1. 町債	1,088,444	△1,900	1,086,544
歳入合計		14,871,600	63,600	14,935,200

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,041,416	115,037	3,156,453
	1. 総務管理費	2,801,869	115,037	2,916,906
3. 民生費		4,359,493	△23,334	4,336,159
	1. 社会福祉費	3,158,439	△2,589	3,155,850
	2. 児童福祉費	1,192,904	△20,745	1,172,159
4. 衛生費		2,086,096	1,061	2,087,157
	1. 保健衛生費	1,060,894	1,061	1,061,955
6. 農林水産業費		571,519	△55,440	516,079
	1. 農業費	246,698	△14,715	231,983
	2. 林業費	210,813	△40,725	170,088
7. 観光費		677,680	5,398	683,078
	1. 観光費	648,756	5,398	654,154
8. 土木費		576,733	878	577,611
	6. 急傾斜地崩壊対策費	0	878	878
10. 教育費		984,294	20,000	1,004,294

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 教育総務費	222,247	20,000	242,247
歳出	合 計	14,871,600	63,600	14,935,200

第2表 繰越明許費

単位：千円

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	コンビニ交付サービス導入事業	8,580
2. 総務費	1. 総務管理費	トイレカー・防災資機材整備事業	30,813
2. 総務費	1. 総務管理費	地籍調査事業	81,504
3. 民生費	1. 社会福祉総務費	低所得者支援給付金事業	86,619
3. 民生費	1. 社会福祉総務費	夢の里施設改修事業	2,500
4. 衛生費	1. 保健衛生費	経営改善アドバイザー事業	2,597
4. 衛生費	1. 保健衛生費	砵湯機械室改築事業	8,800
6. 農林水産業費	2. 林業費	椿はなの湯改修事業	3,500
6. 農林水産業費	3. 水産業費	鴨居漁港船揚場改修事業	11,869
6. 農林水産業費	3. 水産業費	瀬戸漁港嵩上事業	913
7. 観光費	1. 観光費	宿泊割引クーポン事業	39,395
7. 観光費	1. 観光費	物価高騰対応重点支援地方創生交付金事業	75,000
7. 観光費	1. 観光費	姉妹浜記念碑等整備事業	2,000
7. 観光費	1. 観光費	南紀白浜観光バスツアー誘客促進事業	4,850
7. 観光費	1. 観光費	国際チャーター便誘致事業	3,000
7. 観光費	1. 観光費	茜・千疊茶屋給水設備改修事業	8,310
7. 観光費	1. 観光費	三段壁公衆便所改修事業	8,512

款	項	事業名	金額
7. 観光費	1. 観光費	平草原公園整備事業	22,070
8. 土木費	3. 河川費	血深川浸水対策事業	63,340

第3表 地方債補正

1. 変更

単位：千円

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災対策整備事業	232,300	証書借入等の方法により政府その他より起債する。	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しをおこなった後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件に従うものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	243,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
過疎地域持続的発展特別事業	44,300	同上	同上	同上	42,800	同上	同上	同上
農業施設整備事業	5,000	同上	同上	同上	9,800	同上	同上	同上
林業施設整備事業	42,200	同上	同上	同上	25,700	同上	同上	同上

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
13. 分担金及び負担金	20,715	562	21,277
15. 国庫支出金	1,494,019	1,669	1,495,688
16. 県支出金	878,205	17,915	896,120
18. 寄附金	1,006,602	20,000	1,026,602
19. 繰入金	1,076,555	△56,952	1,019,603
20. 繰越金	353,672	82,806	436,478
21. 諸収入	376,854	△500	376,354
22. 町債	1,088,444	△1,900	1,086,544
歳入合計	14,871,600	63,600	14,935,200

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,041,416	115,037	3,156,453	76,474	11,300		27,263
3. 民生費	4,359,493	△23,334	4,336,159	△17,209			△6,125
4. 衛生費	2,086,096	1,061	2,087,157				1,061
6. 農林水産業費	571,519	△55,440	516,079	△39,681	△11,700	△377	△3,682
7. 観光費	677,680	5,398	683,078		△1,500		6,898
8. 土木費	576,733	878	577,611			439	439
10. 教育費	984,294	20,000	1,004,294			20,000	
歳出合計	14,871,600	63,600	14,935,200	19,584	△1,900	20,062	25,854

2 歳 入

(款) 13. 分担金及び負担金

(項) 1. 分担金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 農林水産業費分担金	1,700	123	1,823	1. 農業費分担金	123	農業水路等長寿命化防災減災事業地元分担金 123
2. 土木費分担金	0	439	439	1. 土木費分担金	439	急傾斜地崩壊対策事業地元分担金 439
計	1,700	562	2,262			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

1. 民生費国庫負担金	810,201	△13,677	796,524	3. 児童福祉費負担金	△13,677	被用者児童手当交付金 △7,576 非被用者児童手当交付金 △427 被用者中学校修了前児童手当交付金 9,901 被用者高校生児童手当交付金 △12,444 非被用者高校生児童手当交付金 △3,111 特例給付交付金 △20
計	811,584	△13,677	797,907			

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	492,023	15,346	507,369	1. 総務管理費補助金	15,346	新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型） 15,346
計	677,397	15,346	692,743			

(款) 16. 県支出金

(項) 1. 県負担金

単位: 千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費県負担金	0	61,128	61,128	1. 総務管理費負担金	61,128	地籍調査事業費負担金 1,977 防災・安全交付金(地籍調査事業) 59,151
2. 民生費県負担金	535,866	△3,532	532,334	3. 児童福祉費負担金	△3,532	被用者児童手当負担金 △398 非被用者児童手当負担金 △381 被用者中学校修了前児童手当負担金 △527 被用者高校生児童手当負担金 △1,777 非被用者高校生児童手当負担金 △444 特例給付負担金 △5
計	536,577	57,596	594,173			

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

5. 農林水産業費県補助金	114,557	△39,681	74,876	1. 農業費補助金	△18,946	農業水路等長寿命化防災減災事業補助金 △1,288 農地利用最適化補助金 192 農業人材力強化総合支援事業補助金 △2,100 新規就農者育成総合対策事業補助金(経営開始資金事業) △4,500 新規就農者育成総合対策事業補助金(経営発展支援事業) △11,250
				2. 林業費補助金	△20,735	農山漁村地域整備交付金事業補助金 △20,735
計	278,394	△39,681	238,713			

(款) 18. 寄附金

(項) 1. 寄附金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
8. 教育費寄附金	0	20,000	20,000	1. 小学校費寄附金	20,000	教育振興費寄附金 20,000
計	1,006,602	20,000	1,026,602			

(款) 19. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 基金繰入金	1,065,494	△56,952	1,008,542	1. 財政調整基金繰入金	△56,952	財政調整基金繰入金 △56,952
計	1,065,494	△56,952	1,008,542			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	353,672	82,806	436,478	1. 繰越金	82,806	前年度剰余金繰越金 82,806
計	353,672	82,806	436,478			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

3. 雑入	156,527	△500	156,027	2. その他	△500	経営継承・発展支援事業補助金 △500
計	163,279	△500	162,779			

(款) 22. 町債

(項) 1. 町債

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務債	410,200	9,800	420,000	5. 防災対策整備事業債	11,300	防災対策整備事業債 11,300
				8. 過疎地域持続的発展特別事業債	△1,500	過疎地域持続的発展特別事業債 △1,500
4. 農林水産業債	47,900	△11,700	36,200	1. 農業施設整備事業債	4,800	農業施設整備事業債 4,800
				2. 林業施設整備事業債	△16,500	林業施設整備事業債 △16,500
計	1,088,444	△1,900	1,086,544			
歳入合計	14,871,600	63,600	14,935,200			

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
6. まちづくり 推進費	1,287,857	2,720	1,290,577				2,720	18. 負担金、補助 及び交付金	2,720	生活交通路線バス維持費補助金 2,720
14. 防災費	326,189	30,813	357,002	15,346	11,300		4,167	11. 役務費	189	リサイクル手数料 12 車両点検手数料 77 手数料 3 車庫証明手数料 17 自動車保険料 80
								17. 備品購入費	30,599	トイレカー購入費 22,943 防災備蓄資機材購入費 7,656
								26. 公課費	25	自動車重量税 25
15. 地籍調査費	36,848	81,504	118,352	61,128			20,376	12. 委託料	81,504	地籍調査委託料 81,504
計	2,801,869	115,037	2,916,906	76,474	11,300		27,263			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総 務費	1,929,151	△2,589	1,926,562				△2,589	27. 繰出金	△2,589	国民健康保険事業特別会計三舞診療施設 勘定繰出金 △2,651 国民健康保険事業特別会計川添診療施設 勘定繰出金 62
計	3,158,439	△2,589	3,155,850				△2,589			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2. 児童措置費	330,105	△20,745	309,360	△17,209			△3,536	19. 扶助費	△20,745	児童手当（被用者）△8,370 児童手当（非被用者）△1,190 児童手当（中学校修了前被用者）8,845 児童手当（高校生被用者）△16,000 児童手当（高校生非被用者）△4,000 児童手当（特例給付）△30
計	1,192,904	△20,745	1,172,159	△17,209			△3,536			

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	399,614	1,061	400,675				1,061	22. 償還金、利子及び割引料	1,061	過年度国庫支出金精算償還金(妊娠・出産包括支援事業) 1,061
計	1,060,894	1,061	1,061,955				1,061			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源	節		説 明
				特 定 財 源			区分		金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1. 農業委員会費	7,413	192	7,605	192				1. 報酬	192	農業委員長報酬 11 農業委員長職務代理者報酬 8 農業委員報酬 93 農地利用最適化推進委員報酬 80	
3. 農業振興費	95,702	△18,850	76,852	△17,850		△500	△500	18. 負担金、補助及び交付金	△18,850	農業次世代人材投資資金 △2,100 経営継承・発展支援事業補助金 △1,000 新規就農者育成総合対策事業補助金（経営発展支援事業） △11,250 新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金事業） △4,500	
4. 農地費	23,650	3,943	27,593	△1,288	4,800	123	308	12. 委託料	△795	ロヶ谷揚水施設測量設計委託料 △795	
								18. 負担金、補助及び交付金	4,738	県営ため池等整備事業負担金 4,738	
計	246,698	△14,715	231,983	△18,946	4,800	△377	△192				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3. 林道維持費	118,206	△43,002	75,204	△20,735	△16,500		△5,767	12. 委託料	△12,700	林道橋点検診断委託料	△12,700
								14. 工事請負費	△30,302	林道熊野川線補修工事費 林道將軍川線舗装工事費	△5,302 △25,000
7. 山村振興対策費	15,451	2,277	17,728				2,277	17. 備品購入費	2,277	サウナ購入費	2,277
計	210,813	△40,725	170,088	△20,735	△16,500		△3,490				

(款) 7. 観光費 (項) 1. 観光費

1. 観光総務費	394,907	0	394,907		△1,500		1,500			財源更正
8. 健康交流拠点施設事業費	27,846	5,398	33,244				5,398	10. 需用費	5,398	燃料費 4,723 水道料 126 電気料 549
計	648,756	5,398	654,154		△1,500		6,898			

(款) 8. 土木費 (項) 6. 急傾斜地崩壊対策費

単位: 千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 急傾斜地崩壊対策費	0	878	878			439	439	18. 負担金、補助及び交付金	878	県営事業負担金 878
計	0	878	878			439	439			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

6. 教育諸費	22,228	20,000	42,228			20,000		24. 積立金	20,000	教育基金積立金 20,000
計	222,247	20,000	242,247			20,000				
歳出合計	14,871,600	63,600	14,935,200	19,584	△1,900	20,062	25,854			

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

単位：千円

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費				計	共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	地域手当	その他の手当			
補正後	長 等	3		22,243	8,248 (3.45)		6,342	36,833	5,686	42,519 その他の手当の内容 ・通勤手当 ・市町村総合事務組合負担金
	議 員	12	34,200		10,816 (3.45)			45,016	9,981	54,997
	その他の 特 別 職	1,464	56,123					56,123		56,123
	計	1,479	90,323	22,243	19,064		6,342	137,972	15,667	153,639
補正前	長 等	3		22,243	8,248 (3.45)		6,342	36,833	5,686	42,519 その他の手当の内容 ・通勤手当 ・市町村総合事務組合負担金
	議 員	12	34,200		10,816 (3.45)			45,016	9,981	54,997
	その他の 特 別 職	1,464	55,931					55,931		55,931
	計	1,479	90,131	22,243	19,064		6,342	137,780	15,667	153,447
比 較	長 等	0		0	0 (0.00)		0	0	0	0
	議 員	0	0		0 (0.00)			0	0	0
	その他の 特 別 職	0	192					192		192
	計	0	192	0	0		0	192	0	192

トイレカー及び資機材整備事業

・予算（歳出）額

30,813千円

国の令和6年度補正予算に伴い創設された、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、災害時における避難所の生活環境改善をはじめ、平時における住民の防災意識の浸透等、防災・減災対策のための車両及び資機材整備を実施する。

・予算（歳入）額

15,346千円

【トイレカー整備事業概要】

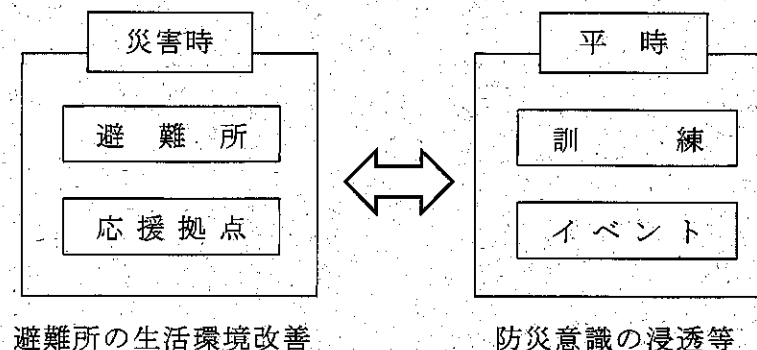
1. 予算額
23,157千円（登録等の諸経費含む。）
2. 整備内容
トイレカー 1台（3.5tトラックタイプ）

【資機材整備事業概要】

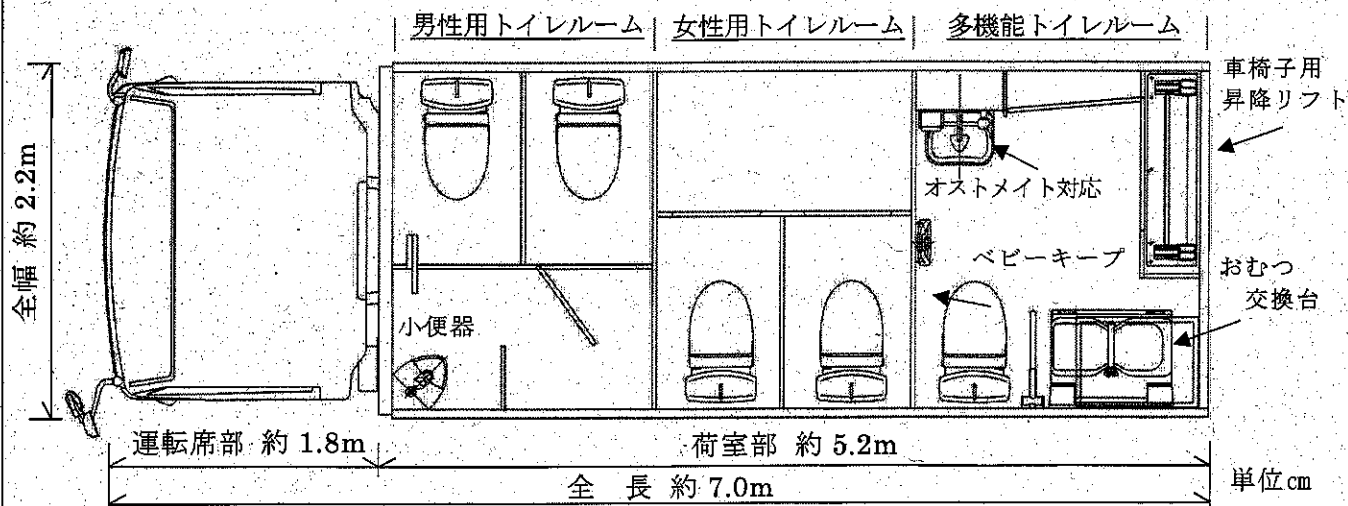
1. 予算額
7,656千円
2. 整備内容

(1) テント式パーティション	100個
(2) 段ボールベッド	100台
(3) 大型調理器セット（コンロ・釜）	5基

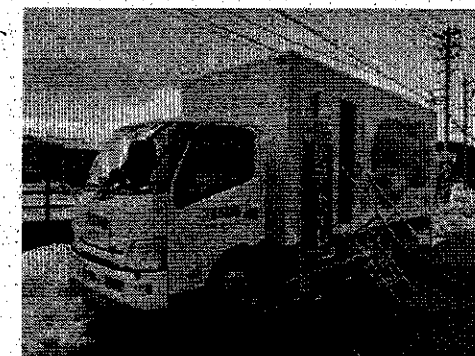
【活用方法】



【トイレカーイメージ図】



（外観イメージ）



南あわじ市ホームページより

※ 使用回数：最大1,000回程度（水洗式）

議案第 32 号

令和 6 年度

白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

令和6年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和6年度白浜町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,589千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ2,808,348千円と定める。

2 事業勘定、直営三舞診療施設勘定及び直営川添診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

事 業 勘 定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金		2,056,251	2,589	2,058,840
	1. 県補助金	2,056,251	2,589	2,058,840
歳入合計		2,805,759	2,589	2,808,348

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 諸支出金		23,243	2,589	25,832
	2. 繰出金	8,272	2,589	10,861
歳 出 合 計		2,805,759	2,589	2,808,348

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
4. 県支出金	2,056,251	2,589	2,058,840
歳入合計	2,805,759	2,589	2,808,348

(歳 出)

単位：千円

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
9. 諸支出金	23,243	2,589	25,832	2,589			
歳 出 合 計	2,805,759	2,589	2,808,348	2,589			

2 歳 入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 保険給付費等交付金	2,052,869	2,589	2,055,458	2. 特別交付金	2,589	特別調整交付金分 2,589
計	2,056,251	2,589	2,058,840			
歳入合計	2,805,759	2,589	2,808,348			

3 歳 出

(款) 9. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 直営診療施設勘定繰出金	8,272	2,589	10,861	2,589				27. 繰出金	2,589	直営三舞診療施設勘定繰出金 2,651 直営川添診療施設勘定繰出金 △62
計	8,272	2,589	10,861	2,589						
歳出合計	2,805,759	2,589	2,808,348	2,589						

定 勘 設 施 療 診 舞 三 營 直

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金		6,730	0	6,730
	1. 繰入金	6,730	0	6,730
歳入合計		6,800	0	6,800

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	6,730	0	6,730
歳入合計	6,800	0	6,800

2 歳 入

(款) 1. 繰入金

(項) 1. 繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	6,729	△2,651	4,078	1. 一般会計繰入金	△2,651	一般会計繰入金 △2,651
2. 事業勘定繰入金	1	2,651	2,652	1. 事業勘定繰入金	2,651	事業勘定繰入金 2,651
計	6,730	0	6,730			
歳入合計	6,800	0	6,800			

直 営 川 添 診 療 施 設 勘 定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金		27,299	0	27,299
	1. 繰入金	27,299	0	27,299
歳入合計		27,300	0	27,300

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	27,299	0	27,299
歳入合計	27,300	0	27,300

2 歳 入

(款) 1. 繰入金

(項) 1. 繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	19,029	62	19,091	1. 一般会計繰入金	62	一般会計繰入金 62
2. 事業勘定繰入金	8,270	△62	8,208	1. 事業勘定繰入金	△62	事業勘定繰入金 △62
、計	27,299	0	27,299			
歳 入 合 計	27,300	0	27,300			

議案第 33 号

令和 6 年度

白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和6年度白浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度白浜町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,147千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ748,442千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月4日提出

白浜町長 大江 康弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		284,310	6,147	290,457
	1. 後期高齢者医療保険料	284,310	6,147	290,457
歳入合計		742,295	6,147	748,442

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		718,694	6,147	724,841
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	718,694	6,147	724,841
歳 出 合 計		742,295	6,147	748,442

1 総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	284,310	6,147	290,457
歳入合計	742,295	6,147	748,442

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	718,694	6,147	724,841				6,147
歳出合計	742,295	6,147	748,442				6,147

2 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 後期高齢者医療保険料	284,310	6,147	290,457	1. 現年度分特別徴収保険料	6,147	現年度分特別徴収保険料 6,147
計	284,310	6,147	290,457			
歳入合計	742,295	6,147	748,442			

3 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

単位：千円

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1. 後期高齢者 医療広域連 合納付金	718,694	6,147	724,841				6,147	18. 負担金、補助 及び交付金	6,147	後期高齢者医療広域連合納付金 6,147
計	718,694	6,147	724,841				6,147			
歳出合計	742,295	6,147	748,442				6,147			